

松本市立特別支援学校設置事業及び源池小学校長寿命化改良事業
設計業務委託プロポーザル実施要領

令和7年9月

松 本 市

目 次

1	目的	1
2	業務の概要	1
3	プロポーザルの参加資格要件	3
4	日程（予定）	6
5	実施要領等の配布	6
6	質疑の受付及び回答	6
7	現地見学会	7
8	審査方法	8
9	第一次審査	8
10	第二次審査	11
11	設計委託業務の契約	14
12	提出書類の取扱い	14
13	その他留意事項	14
14	工事受注資格の喪失	15
15	技術提案を求めるコンセプト	15
16	学校施設の在り方について	16
17	特別支援学校の規模や施設への期待	17
18	参考資料 施設台帳（配置図、平面図）	17

【別紙】

- ・別紙1 特別支援学校の規模や施設について
- ・別紙2 配置図、平面図
- ・資料2【仕様書】
松本市立特別支援学校設置事業及び源池小学校長寿命化改良事業
設計業務委託
- ・資料3【特記仕様書】
松本市立特別支援学校設置工事基本設計業務委託
- ・資料4【特記仕様書】
松本市立特別支援学校設置工事実施設計業務委託
- ・資料5【特記仕様書】
松本市立源池小学校劣化度調査及び基本設計業務委託
- ・資料6【特記仕様書】
松本市立源池小学校普通・特別教室棟長寿命化改良事業第1期工事
実施設計業務委託

【様式】

- ・資料7 公募型プロポーザル様式集（様式第1号～14号）

松本市立特別支援学校設置事業及び源池小学校長寿命化改良事業

設計業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

松本市では、「すべての子どもたちが、多様な他者を理解して、もっている力を最大限に発揮して成長することができる、インクルーシブな教育環境の実現」を目指し、松本市立源池小学校に新たに市立特別支援学校を併置することとした。

市立特別支援学校の設置にあたって、新たに校舎を増築するとともに、源池小学校の校舎が昭和62年の建築後40年を経過しようとしていることから「松本市学校施設個別施設計画」に基づき、長寿命化改良事業を行い、必要な教室等の確保を進めるものである。

市立特別支援学校及び源池小学校は、個々の学びを大切にしつつ、子どもたちの自然な混ざり合いや日常的な交流・合同活動などが行いやすい、新しい学校づくりを進め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な学びの場が整備された、松本市のインクルーシブ教育のフラッグシップ校を目指していきたい。

そのため、基本設計・実施設計業務を委託するにあたり、既存施設との連続性に配慮した配置・平面計画、意匠・構造計画、工期短縮及びコスト縮減等に関し、合理的な設計提案を求め、本業務を適切に遂行する設計能力・技術力、実績、高度な発想力等を有する最適な契約候補者の選定を目的として「松本市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

松本市立特別支援学校設置事業及び源池小学校長寿命化改良事業設計業務委託

(2) 業務内容

主な内容については、次のとおりとして、詳細については、仕様書（資料2）、特記仕様書（資料3～6）を参照すること。

ア 業務対象建物（別紙2を参照のこと。）

(ア) 基本設計

増築棟（特別支援学校設置工事）

普通・特別教室棟（長寿命化改良事業第1期工事）

普通教室棟（長寿命化改良事業第2期工事）

屋内運動場（長寿命化改良事業第2期工事）

管理棟（長寿命化改良事業第3期工事）

屋外運動場（長寿命化改良事業第3期工事）

(イ) 実施設計

増築棟（特別支援学校設置工事）

普通・特別教室棟（長寿命化改良事業第1期工事）

- (ウ) 劣化度調査
 - 普通・特別教室棟（長寿命化改良事業第1期工事）

イ 基本設計

- (ア) 増築棟に係る校舎の建設、既存校舎の長寿命化改良、工事中の仮設計画及び屋外運動場整備の策定にかかる業務
- (イ) 都市計画法、建築基準法等関係法規、長野県福祉のまちづくり条例、建築物省エネ法、建設リサイクル法、松本市景観条例、文化財保護法、その他必要法規・条例等に関する検討業務。（建築確認申請、開発関係協議などにかかる各課協議等の作業等含む。）
- (ウ) アスベスト調査、PCB調査
- (エ) パース製作

ウ 実施設計

- (ア) 建築（意匠・構造）工事実施設計図書の作成
- (イ) 電気設備工事実施設計図書の作成
- (ウ) 機械設備工事実施設計図書の作成
- (エ) 仮設校舎、仮設工事の実実施設計図書の作成
- (オ) 概略行程表の作成

エ 劣化度調査

- (ア) 現場調査（コンクリートコア抜き、圧縮強度試験及び中性化試験等）
- (イ) 調査結果の整理・分析・報告

オ 業務整理表

	基本設計	実施設計	劣化度調査	工期
増築棟	●	●	—	第1期工事
普通・特別教室棟	●	●	●	
普通教室棟	●	△	△	第2期工事
屋内運動場	●	△	△	
管理棟	●	□	□	第3期工事
屋外運動場	●	□	—	

※●印は本業務で実施するもの

△印は第2期工事、□印は第3期工事の実施に当たり、別途契約して行うもの

(3) 履行期間（予定）

業務委託契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで
（令和7年～令和8年度継続事業）

(4) 計画建物

- ア 所在地 松本市県3-5-1
- イ 敷地面積 約18,520㎡
- ウ 用途地域等

①区域区分	市街化区域
②用途地域	第一種中高層住居専用地域
③建ぺい率	60%+10%（角地）

④容積率	200%
⑤防火指定	指定なし（建築基準法第22条区域）
⑥周辺道路	県道63号線 市道2558号線 同 2678号線（堤防道路）
⑦松本市景観計画 景観類型地区	市街地景観区域（松本北地区）
⑧埋蔵文化財包蔵地	埋橋遺跡

エ 建物名称 松本市立源池小学校、（新設）松本市立特別支援学校
オ 建物用途 小学校、特別支援学校（小学部）
カ 建物面積 既存建物（教室棟及び管理棟など） 約4,355㎡
増築棟想定面積 約1,500㎡

キ 事業スケジュール

令和7・8年度 基本設計・実施設計及び劣化度調査
令和8年度 プール解体工事
仮設校舎（グラウンドに建設予定）
令和9～10年度 増築棟建設工事、長寿命化改良事業第1期工事
令和11年4月 特別支援学校開校
令和11～13年度 長寿命化改良事業第2期・第3期工事
令和13年度 仮設校舎撤去、外構整備、グラウンド整備

ケ 概算工事費（増築棟建設工事費、長寿命化改良事業第1期工事）
約25億円

(5) 委託金額（契約限度額）

114,710,000円（消費税相当額込み）

(6) 事務局

ア 郵便番号 〒390-8620
イ 所在地 長野県松本市大手3丁目8番13号（大手事務所4階）
ウ 部署名 松本市教育委員会学校教育課学校施設担当 担当：横山
エ 電話番号 0263-33-9847
オ FAX番号 0263-34-3206
カ E-mail g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp
キ 市HP <https://www.city.matsumoto.nagano.jp>

3 プロポーザルの参加資格要件

(1) 参加者の資格等

プロポーザルへの参加資格は、プロポーザル参加表明書類の提出期限である令和7年12月9日（火）において以下の要件をすべて満たす者とする。
また、契約締結までの間に参加資格を失った場合は、その時点で失格とする。

区分	参加者の資格等
①	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項または松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

②	公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。
③	松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第6号第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。
④	松本市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成9年3月10日訓令甲第1号）の規定による指名停止措置を受けていないこと。
⑤	国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
⑥	松本市建設工事入札制度合理化対策要綱（昭和42年2月6日告示第11号）第8条に基づく、建設コンサルタント入札参加資格者名簿の建築コンサルタント業務に登録されている者であること。
⑦	松本市内に本店を有すること。
⑧	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録がある者であること。
⑨	建築士法第5条の規定による一級建築士免許の登録がされている者を4名以上自社で雇用していること。ただし、当該一級建築士は、全て公告日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。
⑩	管理技術者は、一級建築士免許の登録がされている者（公告日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にある者）1名を配置できる者であること。 担当主任技術者は、意匠、構造、電気設備、機械設備の各分担業務分野（以下、「各分野」という。）ごとに1名もしくは2名を選定し、配置できる者であること。 詳細については、「(2) 配置技術者等の要件」を参照すること。
⑪	長野県内において、学校教育法第1条による施設の延床面積が1,500㎡以上の増築（※1）の設計業務の実績（※2）があること。

※1 対象となる延床面積は、増築部分とする。

また、松本市における長寿命化改良事業及び大規模改造事業については、当該面積を本事業で要求する増築面積に換算することができるものとする。

※2 基本設計及び実施設計を元請けとして行ったものであり、平成22年4月1日から参加表明書類の提出期限である令和7年12月9日（火）までに当該業務を完了したものとする。

(2) 配置技術者等の要件

ア 管理技術者

(ア) 管理技術者は、各分野の設計業務の設計協力に係る業務を統括し、本業務の全体を統括する者をいう。

(イ) 管理技術者は、1名として、各分野の主任技術者を兼任することはできない。

- (ウ) 平成22年4月1日から参加表明書類の提出期限である令和7年12月9日(火)までに学校教育法第1条による施設の増築または松本市における長寿命化改良事業及び大規模改造事業の基本設計及び実施設計業務の実績があるものとする。

イ 主任技術者

(ア) 各分野の業務内容

分野	業務内容
意匠担当	建築物の意匠に関する設計及び構造、設備に関する設計をとりまとめる設計
構造担当	建築物の構造に関する設計
電気設備担当	建築部の電気設備に関する設計
機械設備担当	建築物の給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等に関する設計

- (イ) 主任技術者は、管理技術者の下で各分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
- (ウ) 各分野の主任技術者は、1名もしくは2名として、他分野の主任技術者を兼任することはできない。
- (エ) 平成22年4月1日から参加表明書類の提出期限である令和7年12月9日(火)まで学校教育法第1条による施設の増築または松本市における長寿命化改良事業及び大規模改造事業の基本設計及び実施設計業務の実績があるものとする。
- (オ) 各分野の主任技術者は、協力者（以下、「協力事務所」という。）から配置することができることとする。

(3) 協力事務所

- ア 参加者は、必要に応じて協力事務所を設けることができることとする。
- イ 協力事務所の選定にあたっては、十分な能力を有するものを選定するとともに、自らの責任において指導すること。
また、協力事務所届（様式第5号）を提出すること。

ウ 協力事務所の資格要件

(ア) 建築事務所に必要な要件

- a 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築士事務所の登録がある者であること。
- b 配置する担当者は、建築士法上、当該対象物件に対応できるものであること。

(イ) 設備事務所に必要な要件

建築士法（昭和25年法律第202号）による設備設計一級建築士または建築設備士が1名以上所属していること。

(ウ) 建築事務所及び設備事務所の共通要件

前記の3プロポーザルの参加資格要件、(1)参加者の資格等、①～⑤を全て満たすこと。

(4) アドバイザー

- ア 参加者は、必要に応じて、特別支援教育における校舎設計に関して、大学等に所属する研究者や建築士等をアドバイザーとして設けることができることとする。

アドバイザーの専門分野の例示
学校のバリアフリーデザイン、特別支援学校の建築計画、学校オープンスペースの配置計画、障がい児等のための特別支援空間の計画、インクルーシブ教育に配慮した教室空間整備など

イ アドバイザーを選定する場合は、選任目的とその関わり方を明確にし、アドバイザー選任届（様式第6号）を提出すること。

4 日程（予定）

日時または期間	内容
令和7年 9月22日(月)	公告
令和7年 9月22日(月)から 令和7年10月 1日(水)午後5時まで	参加資格に関する質問書の受付期間
令和7年10月 8日(水)	参加資格に関する質問書の回答期限
令和7年 9月24日(水)から 令和7年10月15日(水)午後5時まで	参加表明書(第一次審査書類)の受付期間
令和7年10月24日(金)	第一次審査結果の通知
令和7年10月27日(月)から 令和7年10月28日(火)午後5時まで	現地見学会の参加表明書の受付期間
令和7年10月30日(木)	現地見学会
令和7年10月27日(月)から 令和7年11月 5日(水)午後5時まで	技術提案書に関する質問書の受付期間
令和7年11月14日(金)	技術提案書に関する質問書の回答期限
令和7年11月17日(月)から 令和7年12月 9日(火)午後5時まで	技術提案書(第二次審査書類)の受付期間
令和7年12月16日(火)	プレゼンテーションの実施、審査委員会の審査
令和7年12月23日(火)	契約候補者の決定
令和7年12月24日(水)	第二次審査結果の通知
令和8年 1月中旬	契約締結
令和8年 1月中旬	業務の開始

※日程に変更がある場合は、松本市ホームページに掲載する。

5 実施要領等の配布

令和7年9月22日(月)に実施要領及び参考資料等を松本市ホームページに掲載する。

様式は、必要に応じダウンロードして使用すること。

6 質疑の受付及び回答

本プロポーザルの実施に関する質問（参加資格及び技術提案書）については、以下のとおりとする。

- (1) 質疑受付期間
 - ア 参加資格に関する質疑
令和7年9月22日(月)から令和7年10月1日(水)午後5時まで
 - イ 技術提案書に関する質疑
令和7年10月27日(月)から令和7年11月5日(水)午後5時まで
- (2) 回答期限
 - ア 参加資格に関する回答
令和7年10月8日(水)
 - イ 技術提案書に関する回答
令和7年11月14日(金)
- (3) 提出方法及び回答方法
 - ア 提出方法
参加資格に関する質問書(様式第12号)または技術提案書に関する質問書(様式第13号)により作成のうえ、事務局へ電子メールで提出した後、事務局に電話して着信を確認すること。
 - イ 回答方法
松本市ホームページに掲載する。

7 現地見学会

- (1) 受付
 - ア 受付期間
令和7年10月27日(月)から令和7年10月28日(火)午後5時まで
 - イ 提出方法
参加を希望する場合は、現地見学会参加表明書(様式第11号)により作成のうえ、事務局へ電子メールで提出した後、事務局に電話して着信を確認すること。
当日の詳細については、別途メールにて通知する。
- (2) 現地見学会
 - ア 場所
松本市立源池小学校 松本市県3-5-1
 - イ 日時(予定)
令和7年10月30日(木)
 - (ア) 1回目 午前8時40分から午前10時まで
 - (イ) 2回目 午前10時20分から午前11時40分まで
 - (ウ) 3回目 午後1時から午後2時20分まで
 - (エ) 4回目 午後2時40分から午後4時まで
 - (オ) 5回目 午後4時20分から午後5時40分まで
 - ウ 参加人数
1事業者につき3名以内とすること。
 - エ 駐車場
駐車場に余裕がないため、乗り合わせで来校すること。
 - オ 当日の受付方法
現地見学会参加表明書(様式第11号)のコピーを現地にいる市の職員へ提出すること。
 - カ 注意事項
 - (ア) 現地調査時は、学校活動の妨げにならないよう注意すること。

- (イ) カメラ等による撮影は、可能とするが、児童及び学校関係者、並びに児童の氏名等個人情報が見られる場所等は、被写体として写らないよう十分に注意すること。また、撮影した画像等は、本事業以外の使用を禁止する。
- (ウ) 見学時は、本事業に関する質問は受け付けない。
 なお、質問がある場合は、質問書を受付期間内に提出すること。

8 審査方法

- (1) 本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、二段階方式で実施する。
- (2) プロポーザルの審査項目は、次に掲げるものとし、「松本市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」第8に基づき、「松本市立特別支援学校設置事業基本計画・基本設計業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が審査し選定する。

9 第一次審査

- (1) 審査内容
 参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として5者程度を選定する。ただし、評価の合計点が高点となった場合は、この限りではない。
 なお、評価項目及び配点は、以下のとおりとする。
- (2) 評価項目
 あらかじめ事務局にて、評価項目①及び②の採点、集計を行い、審査委員会に提出して審査する。

評価項目及び配点（100点満点）		区分		配点
① 配置予定の技術者の資格	20	担当主任技術者	意匠	5
			構造	5
			電気	5
			機械	5
② 配置予定技術者の業務実績	80	管理技術者		30
		担当主任技術者	意匠	20
			構造	10
			電気	10
			機械	10

- (3) 審査基準
- ① 配置予定の技術者の資格（様式第4号）
 各担当主任技術者について、保有資格が資格評価表のいずれかであるかにより配点（5～1）する。

資格評価・配点表

分野	評価する技術者資格等	配点
意匠	一級建築士、構造設計一級建築士、 設備設計一級建築士	5
	二級建築士	3

構造	構造設計一級建築士	5
	一級建築士	3
	二級建築士	1
電気	建築設備士、技術士、設備設計一級建築士	5
	一級建築士	3
	一級電気工事施工管理技士	1
機械	建築設備士、技術士、設備設計一級建築士	5
	一級建築士	3
	一級管工事施工管理技士	1

※ 「技術士」の資格は、当該分野における技術士とする。

② 配置予定技術者の業務実績

各配置予定技術者の平成22年4月1日から参加表明書類の提出期限である令和7年12月9日(火)までに当該業務が完了した実績を評価する。

ただし、実績と本業務の分担業務分野は、同じであること。

配点計算については、②配置予定の各技術者の業務実績(配点)×同種・類似業務(係数)×実績評価(係数)で算定した値(小数点第2位までとして、四捨五入する。)とする。ただし、次のア、イの係数表に該当しない場合は、0点とする。

また、各配置予定技術者の配点合計は、小数点第1位を四捨五入する。

ア 同種・類似業務の係数表

種類	内容	係数
同種	延床面積1,500㎡以上の小・中学校、特別支援学校の増築または松本市における延床面積1,500㎡以上の長寿命化改良事業及び大規模改造事業の基本設計及び実施設計業務の実績	1.0
類似①	延床面積1,500㎡以上の学校教育法第1条による施設で小・中学校、特別支援学校以外における増築の基本設計及び実施設計業務	0.8
類似②	延床面積500㎡以上1,500㎡未満の小・中学校、特別支援学校の増築または松本市における延床面積500㎡以上1,500㎡未満の長寿命化改良事業及び大規模改造事業の基本設計及び実施設計業務の実績	0.6
類似③	延床面積500㎡以上1,500㎡未満の学校教育法第1条による施設で小・中学校、特別支援学校以外における増築の基本設計及び実施設計業務	0.4

イ 実績評価の係数表

過去の実績での立場	管理技術者の実績評価の場合	主任担当技術者の実績評価の場合
管理技術者	1.0	1.0
主任担当技術者	0.6	1.0
担当技術者	0.3	0.6

(4) 提出件数

参加表明書は、1事業者につき1件とする。

(5) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 設計業務実績調書（様式第2号）

ウ 管理技術者の経歴書（様式第3号）

エ 主任担当技術者の経歴書（様式第4号）

オ 協力事務所届（様式第5号）

カ 一級建築士事務所の登録証の写し

キ 資格所有を証明する書類（資格者証の写し等）

ク 常勤または社員を証明する書類（保険証の写し等）

ケ 履行期限、対象延べ面積、業務実績を証明する書類（PUBDIS、確認申請図書等）

(6) 提出部数

3部（正1部、副2部）

(7) 提出期限等

ア 提出期間

令和7年9月24日（水）から令和7年10月15日（水）午後5時まで

イ 提出方法

(ア) 提出先は、事務局とし、持参または郵送によるものとする。

(イ) 持参の受付時間は、平日の午前9時から午後12時まで、午後1時から午後5時までとする。

また、書類確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。

(ウ) 郵送の場合は、書留郵便として、令和7年10月15日（水）までの消印があるものを有効とする。

また、宛名記載面に「プロポーザル参加表明書類在中」と朱書きすること。

(8) 第一次審査結果の通知

審査の結果については、令和7年10月24日（金）に全ての参加者に対して、参加表明書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

（ただし、参加及び審査状況により、変更となる場合がある。）

10 第二次審査

(1) 審査内容

技術提案書等の審査及びプレゼンテーション・ヒアリングの内容を踏まえ、審査委員会委員が次の事項を審査する。

審査結果により、評価点が最も高い提案者から第1位契約候補者、第2位契約候補者として選定する。

なお、審査の結果、技術評価点が70%（504点）に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

また、技術評価審査において、全参加者が失格となった場合には、全参加者に対して再提案を求める。

(2) 評価項目及び配点

ア 二次審査 800点満点（技術評価点720点（90%）、価格評価点80点（10%））

(ア) 技術評価

評価項目	評価の着目点	評価事項	配点	配点内訳
1 業務の実施方針	業務の理解度及び取組意欲	(1)業務内容の理解度	160点	40点
		(2)業務背景の理解度		40点
		(3)手続きの理解度		40点
		(4)業務への積極性		40点
	実施方針の的確性・実現性	(1)業務の取組体制	120点	40点
		(2)設計チームの特徴（協力体制・業務分担体制） ※アドバイザーの選任がある場合、評価に反映させる。		40点
		(3)設計上の配慮事項等への的確性、独創性、実現性		40点

評価項目	評価の着目点	評価事項	配点	配点内訳
2 整備コンセプトに対する技術提案	(1) 特別支援学校に必要な機能や児童の特性に配慮し、小学校と特別支援学校の交流を育む校舎	設定したコンセプトに対する技術提案について、的確性（与条件との整合性がとれているかなど）、実現性（提案が理論的に裏付けされており、説得力のある提案となっているかなど）を考慮して提案ごとに総合的に判断する。	440 点	200 点
	(2) 環境に配慮し、安心・安全に快適な生活を送ることができる校舎			120 点
	(3) 学校活動等への影響を最小限に抑え、安全かつ円滑な工事計画			120 点
技術評価 合計			720 点	

(1) 価格評価

(最低提案見積額 ÷ 当該提案見積額) × 80 点	80 点
価格評価 合計	80 点

- イ 業務実施方針及び整備コンセプトに対する技術提案
提出された技術提案書、ヒアリングの内容を踏まえ、審査委員会により総合的に判断を行う。
- ウ 受託予定金額
受託金額見積書（様式第9号）に記載の受託予定金額のうち、最低金額を記載した者の評価点80点とする。その他の者の評価点は、下記により算出する。（小数点第2位までとする。（四捨五入））
【算出方法】
価格点 = (最低受託予定金額 ÷ 当該受託予定金額) × 80 点
- エ 総合点が同点の場合は、2 整備コンセプトに対する技術提案の評価が高い者を上位の者とする。
- (4) 第二次審査結果の通知
審査の結果については、令和7年12月24日(水)に全ての参加者に対して、参加表明書に記載したメールアドレス宛てに電子メールで通知する。（ただし、参加及び審査状況により、変更となる場合がある。）
- (5) 提出件数
技術提案書は、1事業者につき1件とする。
- (6) 提出書類
ア アドバイザー選任届(様式第6号) ※選任する場合のみ

- イ 技術提案書(様式第7号)
 - ウ 業務実施方針に関する提案書(様式第8号)
 - エ 整備コンセプトに関する提案書(様式第9号)
 - オ 受託金額見積書(様式第10号)
- (7) 提出部数
- 15部(正1部、副14部)
 - ただし、受託金額見積書のみ、正1部とする。
 - 副本は、社名が特定できる記載等除くこと。
 - 各部クリップ止めとする。
- (8) 提出期限等
- ア 提出期間
 - 令和7年11月17日(月)から令和7年12月9日(火)午後5時まで
 - イ 提出方法
 - (ア) 提出先は、事務局とし、持参または郵送によるものとする。
 - (イ) 持参の受付時間は、平日の午前9時から午後12時まで、午後1時から午後5時までとする。
 - また、書類確認を行うため、事前に来庁時間を予約すること。
 - (ウ) 郵送の場合は、書留郵便として、令和7年12月9日(火)までの消印があるものを有効とする。
 - また、宛名記載面に「プロポーザル技術提案書在中」と朱書きすること。
- (9) 留意事項
- ア 技術提案書等は、公表する場合がある。ただし、本市と提出者との協議において、公表されることにより提出者の権利が著しく阻害されると認められる内容を除くものとする。
 - イ 技術提案書等は、プロポーザルを行う必要な範囲内において複製、複写することができるものとする。
 - ウ 技術提案書等に含まれる第三者の著作権の使用に関しては、提出者が第三者の承諾を得ること。
 - エ 技術提案書は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。なお、記入する文字の大きさは、図表を含め全て11ポイント以上とすること。
 - オ 視覚的表現については、文章を補完するための必要最小限な範囲においてのみ認める。具体的な建物の設計またはこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現は不可とする。
- (10) 提案者プレゼンテーションの実施
- 提案書の内容について、以下のとおり技術提案書の提出者ごとにプレゼンテーションを行う。
 - ア 実施日(予定)
 - 令和7年12月16日(火)
 - ※詳細については、提案者に別途通知する。
 - イ 実施場所
 - 松本市役所庁舎
 - ウ 出席者
 - 実際の設計担当者となる者を含めて5名以内とする。
 - 説明及び質疑応答については、管理技術者または意匠主任担当技術者が行うこと。

エ プレゼンテーション・ヒアリング内容

技術提案書の評価項目②・③の内容について、1事業者当たり説明時間は、20分程度で説明すること。その後、質疑応答を20分程度行う。説明は、パワーポイントを使用することを可とするが、説明内容は、技術提案書と同一とすること。

プロジェクター、スクリーン、マイクは、事務局で準備するが、パソコンは、提案者側で用意すること。

オ 失格事項

プレゼンテーションに参加しない場合や災害や交通機関の事故などのやむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とする。

11 設計委託業務の契約

- (1) 第1位契約候補者として決定した者と業務の詳細や必要な協議を行い、契約締結の交渉をする。
- (2) 第1位契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合または第1位契約候補者の本プロポーザルにおける失格事由もしくは不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と契約の交渉を行う。
- (3) 契約手続は、松本市財務規則（昭和3年規則第10号）及び関係規程に定めるところによるものとする。

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しない。なお、提出された参加表明書は、技術提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
ただし、提出書類の脱漏または不明確な表示等があり、市が変更を認めるときはこの限りではない。
また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合は、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (3) 情報公開は、松本市情報公開条例（平成13年12月20日条例第72号）に基づく。
- (4) 技術提案書の選定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のため、業務の具体的な実施方針について提案を求めることがある。

13 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成、本プロポーザルの参加に要する費用は、全て提出者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルの参加表明書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかにその旨と理由を記載した参加辞退届（様式第14号）を提出すること。
- (3) 本プロポーザルに参加を希望する参加者は、本業務の提案にあたって知り得た情報等について、一切の事項をいかなる場合も他の者に漏らすことを禁止する。また、当市から提供する資料についても、他の者に閲覧させること、複写させること及び譲渡することを禁止する。

- (4) 本プロポーザルの参加者は、不知または内容の不明を理由として、異議を申立てることはできない。
- (5) 本手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とすること。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
 - エ 提出する技術提案書について、提出前後に市の許可なしに第三者へ閲覧させた場合
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合
 - カ 審査委員会、事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触または要求をした場合
 - キ その他、審査委員会が不適格と認めた場合

14 工事受注資格の喪失

本業務の受注者（協力事務所を含む）及び本業務の受注者と資本・人事面等において関連があると認められる製造業者または建設業者は、本事業に係る全ての工事の入札参加または工事（下請け工事を含む。）を請け負うことはできない。

15 技術提案に求めるコンセプト

- (1) 特別支援学校に必要な機能や児童の特性に配慮した校舎の提案
 - ア 特別支援学校に必要な機能や障がいのある子どもたちに配慮した空間設計、子どもたちの交流を育む校舎の提案を求める。
 - イ 児童の安全な登校に配慮した送迎動線や駐車場を含む外構の整備についても提案を求める。
 - ウ 普通教室においては、特別支援学校と小学校のフレキシブルな配置が可能な汎用性を持たせ、個別学習等の今日的な教育ニーズに対応した可変性の高い教室の提案を求める。
- (2) 環境に配慮し、児童が安心して安全に快適な生活を送ることができる校舎の提案
 - ア 再生可能エネルギーの導入、高断熱性の確保や高効率機器の導入など環境に配慮したエネルギー消費の効率化と経済性を兼ね備えた校舎の提案を求める。
 - イ 耐震性の向上や防犯対策、地震や浸水等に対する防災機能の強化、児童、教職員の保健衛生及びユニバーサルデザインの採用に配慮し、児童、教職員が安心して安全に快適な生活を送ることができる校舎の提案を求める。
- (3) 児童、教職員の学校活動等への影響を最小限に抑え、安全かつ円滑な工事計画

令和11年4月の特別支援学校の開校予定を踏まえ、工期短縮に取り組むとともに、工事期間中に発生する交通障害、騒音、振動等による児童、教職員の学校活動等への影響を最小限に抑え、児童及び教職員の安全かつ円滑な動線を考慮した工事計画（工事工程、工事中の安全対策）及びイニシャルコスト削減に努めた工事計画の提案を求める。

16 学校施設の在り方について

(1) 松本市の学校施設の現状と課題

ア 人口減少

人口減少より、年々児童数が減少していることから、将来を見据えた統廃合や他の公共施設との複合化の検討を行ったうえで、各学校施設の改築に臨んでいくことが重要になっている。

イ 施設の老朽化

施設全体のうち、築30年以上の建物が全体の8割以上を占めており、老朽化により安全性・機能面に支障が多く出始めている。

ウ 社会情勢の変化

学級数は、特別支援学級の増加により、横ばいとなっている。

そのため、様々な子ども達に合わせた学習形態が必要であり、単一的な教室しか持ち合わせない現在において、ICT教育、少人数学習、新学習指導要綱、特別支援学級等の様々な学びの姿に施設が対応できていない現状にある。また、感染症の流行や教職員の働き方改革、地域ニーズ等が目まぐるしく変化する予測が難しい時代への対応も今後の課題となっている。

(2) 学校施設の目指すべき姿

新しい時代や社会情勢に柔軟に対応し、校舎全体どこでも学びが発見できる学都松本の舎

ア 学び

(ア) 個別・集団学習、アクティブラーニング、インクルーシブ教育などの多様な学びに柔軟に対応できる可変性のある施設

(イ) 無線LANなどのICT環境を整備し、どこにいても不便なく一人一台の端末が利用できる環境

(ウ) 児童が集まりやすく、情報が集約され、自主的・自発的な学習が展開できる空間

(エ) 働き方改革に対応した十分なスペースが確保された職員室（フリーアドレス化など）

イ 生活

(ア) ユニバーサルデザインを取り入れ、エレベーターやスロープなどが設置され、誰もが使いやすいバリアフリーに対応した施設

(イ) 空調設備、多目的トイレ、LED照明、木質内装、使いやすい更衣室などによる快適な空間

(ウ) 開放的な廊下、ラウンジ、テラスなどを設けることにより、教職員、児童の交流や憩いの場を創出

ウ 共創

(ア) 地域コミュニティの拠点として、学校と地域が共に支えあい、創造的な活動が生まれる仕組みづくり

(イ) 学校を中心とした施設の複合化による高機能・多機能化

(ウ) 地域への開放、第三者の利用に対応した施設、システムの整備

(エ) 児童数に合わせた統廃合や義務教育学校への転換など

エ 安全

(ア) 十分な耐震性能を確保し、水害や土砂災害への対策、非構造部材の耐震化など防災機能の強化

(イ) 災害時の避難拠点として、非常用自家発電機、情報通信環境の整備

(ウ) 老朽化対策を施したメンテナンス性の良い、質の高い施設

(エ) 児童が安心して過ごせるよう、情報セキュリティ教育の推進、防犯設備のある施設

オ 環境

(ア) 高断熱化、高効率機器の導入、太陽光発電設備の増設など脱炭素社会の実現に貢献

(イ) 省エネ基準の達成

(ウ) 国産材を利用した木質化による環境との共生及び温かみのある内装などの整備

17 特別支援学校の規模及び施設について

別紙 1 参照

18 参考資料

施設台帳（配置図、平面図） 別紙 2 参照

特別支援学校の規模及び施設について

I 特別支援学校の設置方針

松本市教育大綱

重点施策① 子どもを誰一人取り残すことのないシステムの構築

・インクルーシブ教育の推進と特別支援教育の充実

【基本理念】

すべての子どもたちが、多様な他者を理解して、
もっている力を最大限に発揮して成長することができる、
インクルーシブな教育環境の実現

※ 市立特別支援学校・併置する市立小中学校を
松本市のインクルーシブ教育のフラッグシップ校に！

3. 基本方針

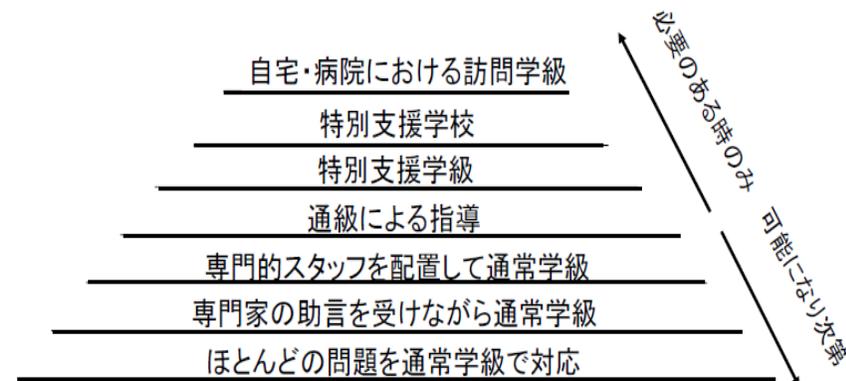
【基本方針】

1. 特別支援学校と小中学校の児童生徒が、日常的に関わり合って多様性を理解し、互いに尊重し合える学校を目指す。

2. 一人ひとりの教育的ニーズに応えるため、通常の学級、自校の通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を確保し、最も適切な支援を受けられる環境を整える。

3. 松本市インクルーシブセンターと連携した、通常学級の学びの充実をベースに、ニーズに応じて柔軟に学びの場を選択できるようにする。

日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性



平成24年7月 中央教育審議会初等中等教育分科会
「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」より

※ インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要（国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」より抜粋）

4. 目指す学校の姿

目指す学校の姿 ⇒ 期待される効果

1

障がいの有無によらず、小中学生との交流及び共同学習の機会を可能な限りつくり出すことのできる学校
⇒共に学ぶ機会の増加による、インクルーシブな共生社会の担い手としての意識の醸成

2

特別支援学校、自校専用LD(学習障害)等通級指導教室の設置による、学びと支援の連続性が確保された学校
⇒障がいの状態、特性及び発達段階等、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の実現
⇒身近な地域で教育を受けられる安心感

3

松本市インクルーシブセンターと連携し、通常学級における多様性を包み込む学びの充実を図るとともに、多様な学びの場の柔軟な変更が実現できる学校
⇒学校全体の学びの充実及び支援力の向上
⇒一人ひとりの、その時点における教育的ニーズに対する的確な対応に基づく、成長、発達の最大限の保障

4

松本市の特別支援教育及びインクルーシブ教育システムの拠点として、先行モデルとなる学校
⇒特別支援教育のセンター的機能の強化
(特別支援教育に関する情報発信、児童生徒や保護者等に対する教育相談等)
⇒インクルーシブ教育システムのフラッグシップ校として、他校への先行事例の提供及びノウハウの共有

5. 市立特別支援学校の想定規模

【学校規模】

対象とする障がい種	知的障がい	
設置学部	小学部	中学部
学級数 (児童生徒数)	単一障がい6学級 (6学年児童数 計36人まで)	単一障がい3学級 (3学年生徒数 計18人まで)
	【合計】単一障がい 9学級 (最大在籍者数 54人)	
設置場所 (併置校)	市立源池小学校	市立清水中学校

※ 定員は、1学級当たり単一障がい：小・中学部6人

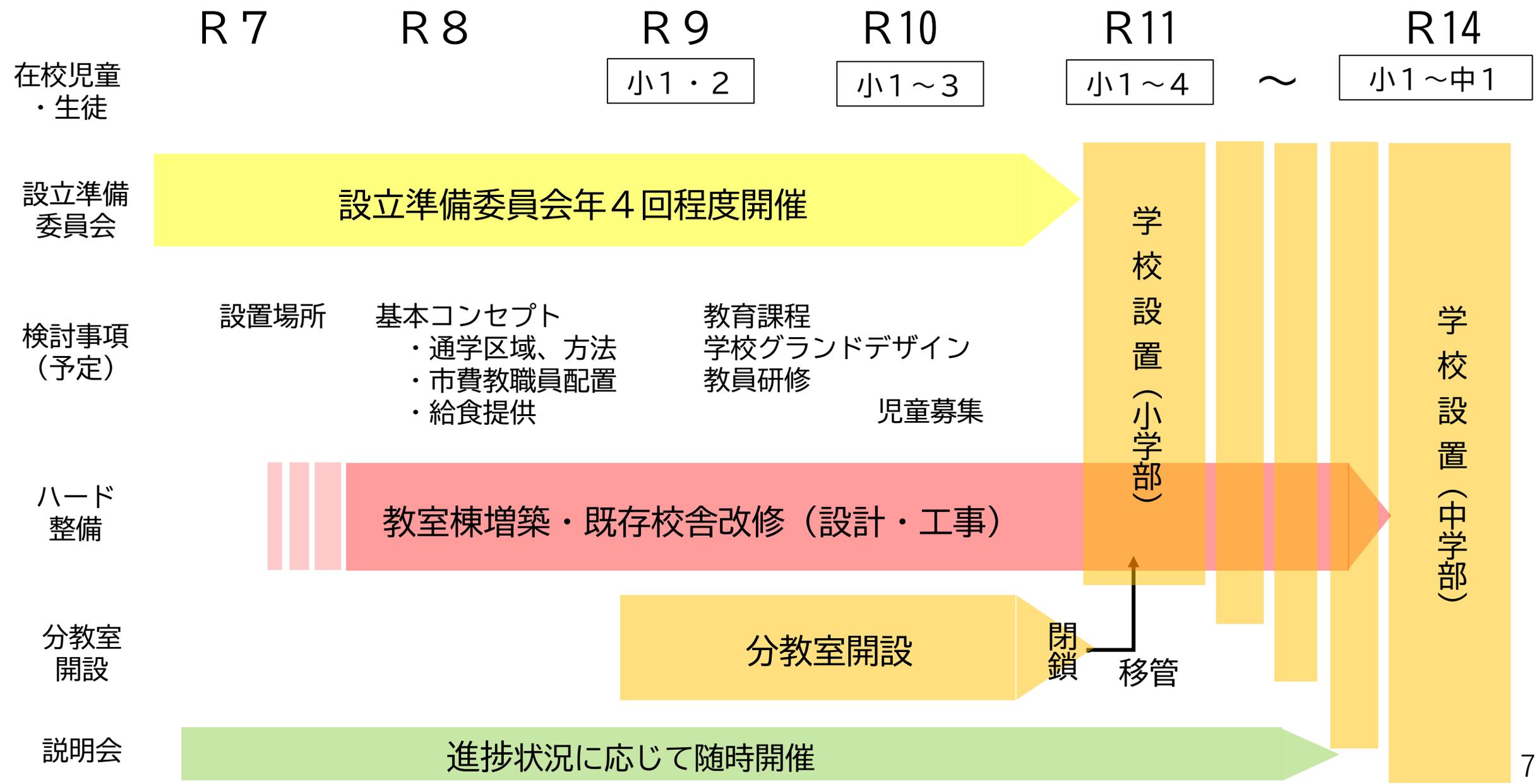
【増築棟の想定建物規模】

○教室数：教室6室、自立活動室2室、プレイルーム、カームダウン・クールダウン室、教材室、トイレ・更衣室

○増築規模：鉄筋コンクリート2階建て 延べ床面積 約1,500㎡以下

ただし、校舎内で特別支援学校と小学校を分断することがないよう、既存校舎へ特別支援学校の教室を配置するなど、校内の教室配置を検討

6. スケジュール



7. 【参考】 取組みの説明資料

令和7年6月に開催した保護者・市民説明会での説明内容の動画を公開していますので、ぜひご覧いただきますようお願いします。

□松本市公式YouTubeチャンネル

タイトル

「市立特別支援学校が目指すもの～松本市のインクルーシブ教育の充実～」をご覧ください。

URL <https://youtu.be/0E3wyacHi2s?si=lMTBKrvrLuPYfFTJ>



Ⅱ 源池小学校学校に特別支援学校小学部を 併置することへ期待

1. 設置場所の選定条件

市立特別支援学校の設置には、既存の学校施設（空き教室等）も活用し、不足する教室を増築により確保する必要があることから、設置場所の選定に当たっては、3つの条件で併置校の検討を行い、源池小及び清水中への併置を決定しました。

条件1 市北部方面への設置

- ① 松本養護学校及び寿台養護学校が市南部に立地していることから、市立特別支援学校は、**市北部方面からのアクセスを重視**
- ② **日常的な地域交流の視点から**、小中高校・大学、商業施設などに近い**市街地とする**（県内の多くの特別支援学校が都市部郊外に立地）。

条件2 校舎増築場所の確保

不足する教室は増築により対応。必要な増築部分は、既存校舎との接続を重視し、**増築棟が建設できる敷地を確保**

条件3 中学部の検討（同学年と継続して学ぶ。）

- ① 同学年での学び合いができる環境とするため、**特別支援学校の小学部は小学校に併置、中学部は中学校へ併置**
- ② 友人関係が継続するよう、小学校の卒業生が多く進学する中学校に中学部を設置（**小・中学校間の接続**）

3. 既存校舎との接続による日常的な交流や活動

条件2 校舎増築場所の確保

不足する教室は増築により対応。必要な増築部分は、既存校舎との接続を重視し、増築棟が建設できる敷地を確保

(1) 増築場所について

源池小学校は、在籍児童数は減少しているが、特別支援学級の増加などにより、十分な空き教室の確保は難しいことから、校舎の増築を行い、特別支援学校の教室に充てる必要がある。

学校プールを施設整備から民間委託に移行する方針に従い、既存プールを令和9年度で使用廃止する予定であることから、プール敷地を校舎増築場所と想定

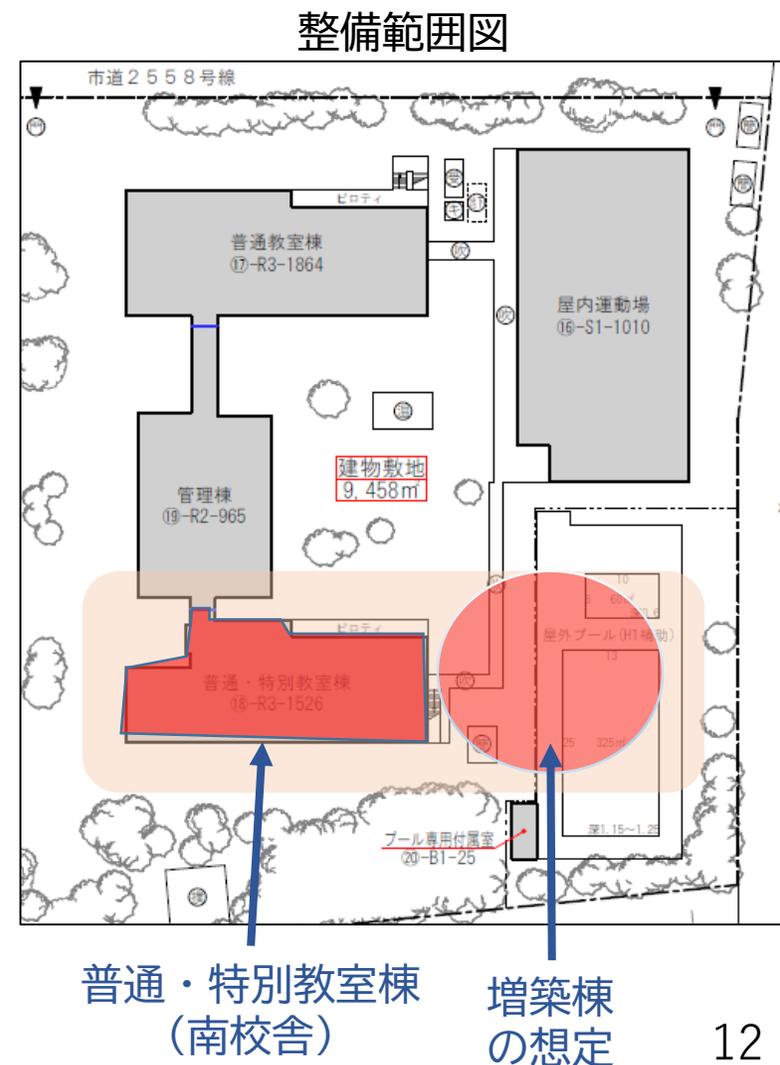
(2) 既存校舎との接続

接続が想定される普通・特別教室棟（南校舎）は、低学年（1、2年生）教室、特別支援学級及び特別教室（音楽室、家庭科室）が配置されており、日常的な交流や遊び、特別教室での活動が期待される。

源池小学校校舎は、昭和62年度に改築され、40年を経過しようとしており、校舎増築に合わせ、既存校舎の長寿命化改良事業を計画

(3) 課題等

自家用車や福祉施設車両等の送迎動線や、教職員及び保護者の駐車スペースの確保



4. 同学年と同じ進学先で学び続ける

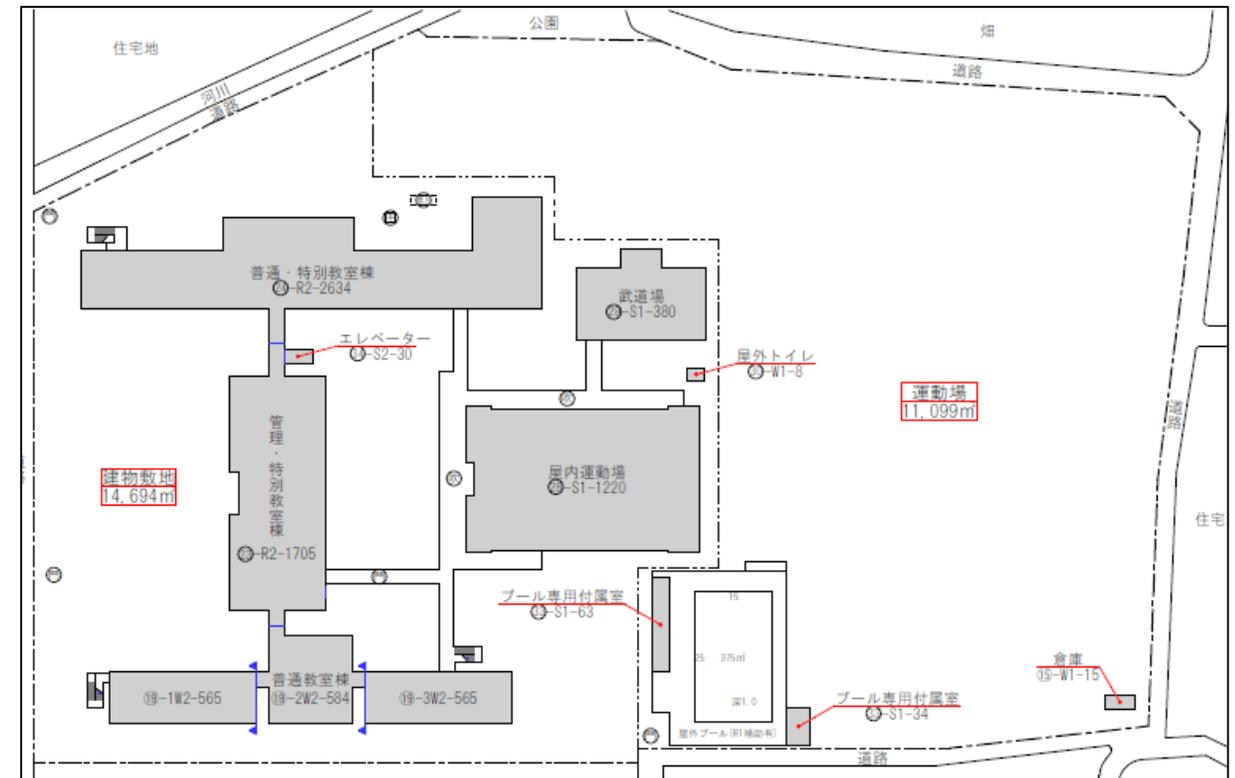
条件3 中学部の検討（同学年と継続して学ぶ。）

- ① 同学年での学び合いができる環境とするため、特別支援学校の小学部は小学校に併置、中学部は中学校へ併置
- ② 友人関係が継続するよう、小学校の卒業生が多く進学する中学校に中学部を設置（小・中学校間の接続）

○清水中学校について

- ・校地の使い方に比較的余裕がある。
- ・肢体不自由学級が設置されており、エレベーターを設置済み
- ・昭和62年度の改築から40年が経過しようとしており、長寿命化改良事業と合わせて、令和14年度の特別支援学校中学部設置を見据えた校舎整備が可能
- ・源池小から共に進学する割合は90%以上で小・中学校間の接続性が高い。

清水中学校校舎配置図



Ⅲ 源池小学校学校の現状

1. 源池小学校の概要

特別支援学校を併置する源池小学校は、120年を超える歴史をもち、特別支援教育に先進的な取り組みが見られる。

□沿革

- 明治37年 松本尋常高等小学校源地部として開校
- 昭和10年 源池尋常小学校と改称
- 平成元年 現在の校舎竣工

□学級数・児童数

平成元年度の現校舎竣工時は、16学級444名が在籍したが、令和7年度には12学級223名となっている。

住民登録状況を基にした推計から、令和12(2030)年度には、11学級173名の就学が見込まれる。

□教職員数

30名 (R7.4)

□源池小での特別支援教育のあゆみ

明治45年に盲人教育所を開学（のちに県立松本盲学校。官公立では全国で4番目の設置）

昭和18年病虚弱児童学級開設

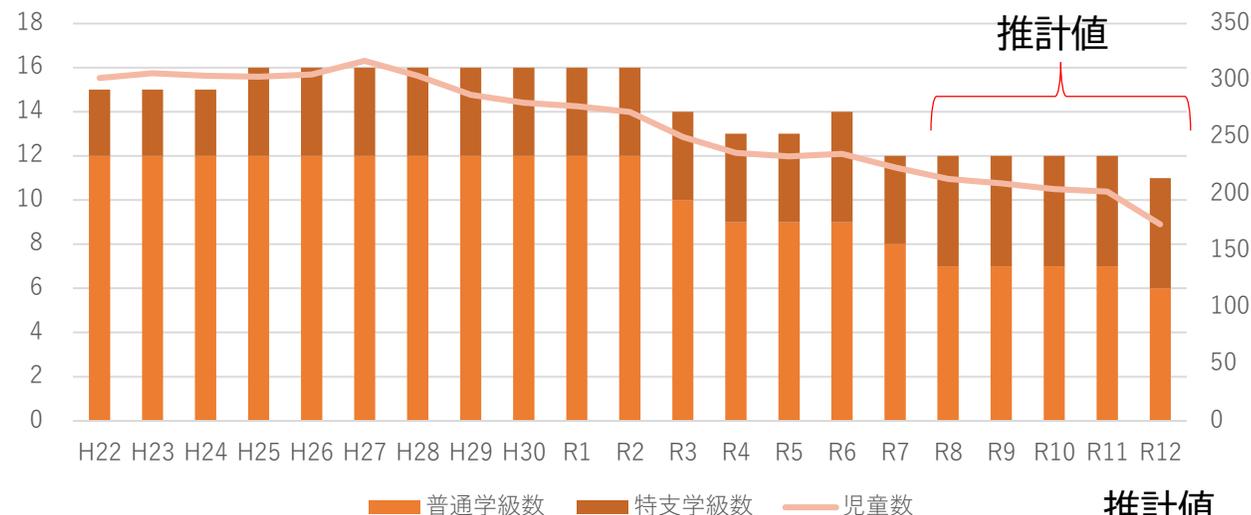
昭和34年知的障がい学級を中信地区で最初に開設

□特別支援学級の状況

知的障がい学級、自閉症・情緒障害学級のほか、難聴学級が市内では唯一設置されている。

また、通級指導教室として、ことばの教室があり、他校からの通級者を受け入れている。

源池小の児童数及び学級数の推移



	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
児童数	302	306	304	303	305	317	304	287	280	277	272	250	236	233	235	223	213	209	204	202	173
普通学級数	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	10	9	9	9	8	7	7	7	7	6
特支学級数	3	3	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	5	4	5	5	5	5	5

※ R8年度以降の推計値については、住民基本台帳に登録された年齢別人口から推計。宅地開発や集合住宅の建設等による転出入の状況で推計から変動します。

2. 学校敷地の概要

校地概要

- ①建物名称：松本市立源池小学校
- ②住所：松本市県3-5-1
- ③地域地区：第一種中高層住居専用地域
：建築基準法22条指定区域
：都市機能誘導区域
：市街地景観区域
(景観計画景観区域区分)
- ④建ぺい率：60%+10% (角地)
- ⑤容積率：200%
- ⑥校地面積：約18,520㎡
- ⑦電気：中部電力 引き込み
- ⑧ガス：都市ガス (松本ガス)
- ⑨上水道：松本市上下水道局
- ⑩下水道：松本市上下水道局

(2) 校地案内図



3. 学校の周辺環境

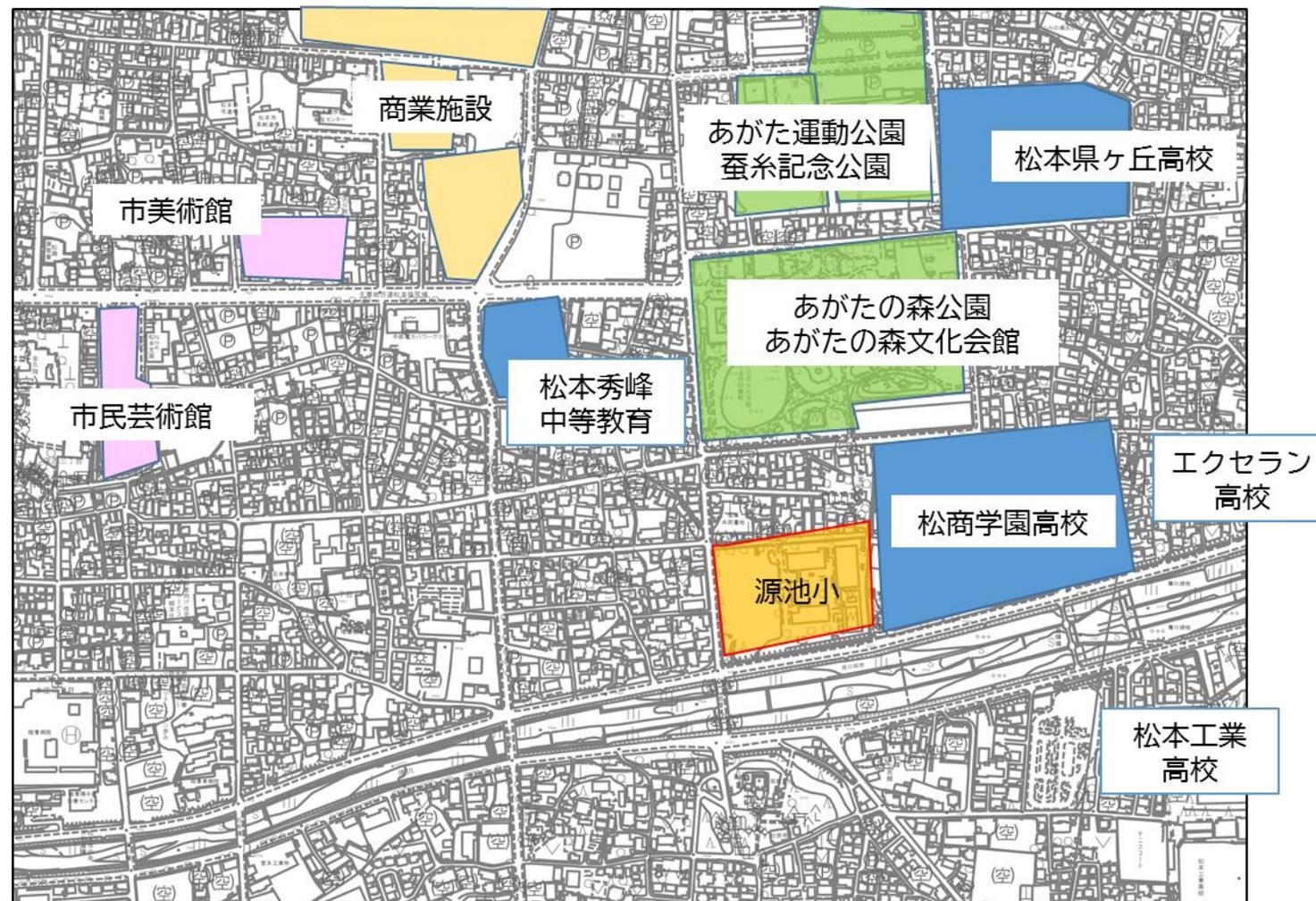
(1) 学校の周辺状況

源池小学校は、北・西側は低層住宅地、南側は一級河川薄川（すすきがわ）の堤防、東側は松商学園高等学校が隣接している。西側は県道63号線に接しており、交通量が非常に多い。

周辺には、あがたの森公園（都市公園）や薄川緑地、筑摩（つかま）神社など緑が多い場所がある一方で、イオンモール松本などの商業施設、松本市美術館や松本市民芸術館、あがたの森文化会館などの文化施設にも近い立地である。

また、隣接する松商学園高校の他、松本県ヶ丘高校、松本秀峰中等教育学校などの学校も多いエリアでもある。

地区人口が減少する一方で、利便性が高いことからマンション建設などへの需要も高い。



3. 学校の周辺環境

(2) 校地の特徴

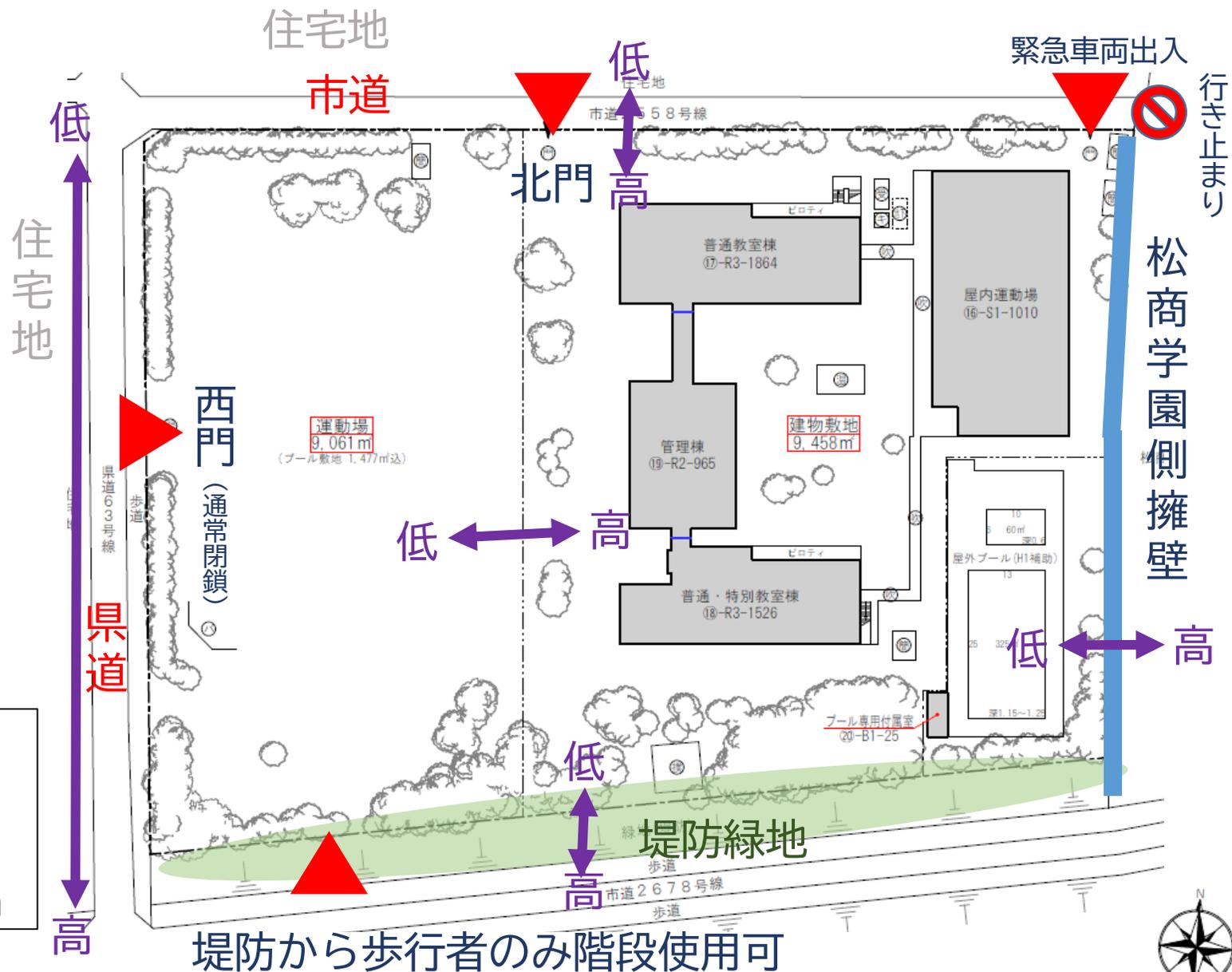
源池小学校の校地は、東西に長い長方形をしており、河川に沿って東から西に土地が高低差がある。

北側と西側の道路と接しており、北側の市道2558号線は行き止まりとなっているため交通量は少ない。西側は県道63号線に接しており、学校側にのみ歩道が整備されている。

東側は松商学園に接し（擁壁あり）、南側は薄川の堤防がある。

児童の登下校の出入口は、北門と南側堤防道路からの階段の2か所で、県道に接する西門は基本的に閉じている。

- 北側市道2558号
法第42条1項1号 幅員6.0m
- 西側県道63号
法第42条1項1号 幅員9.0m
路肩0.5m、車道5.5m、路肩0.5、歩道2.5m



3. 学校の周辺環境

(3) 航空写真



5. 校地・校庭の状況

校地・校庭の使い方

源池小学校は、市街地にありながら、緑の多い学校で、薄川堤防土手に植栽されている桜やヒマラヤスギから緑が連なり、校庭にも多くの木々が植えられて、「源池の森」として大切にされている。

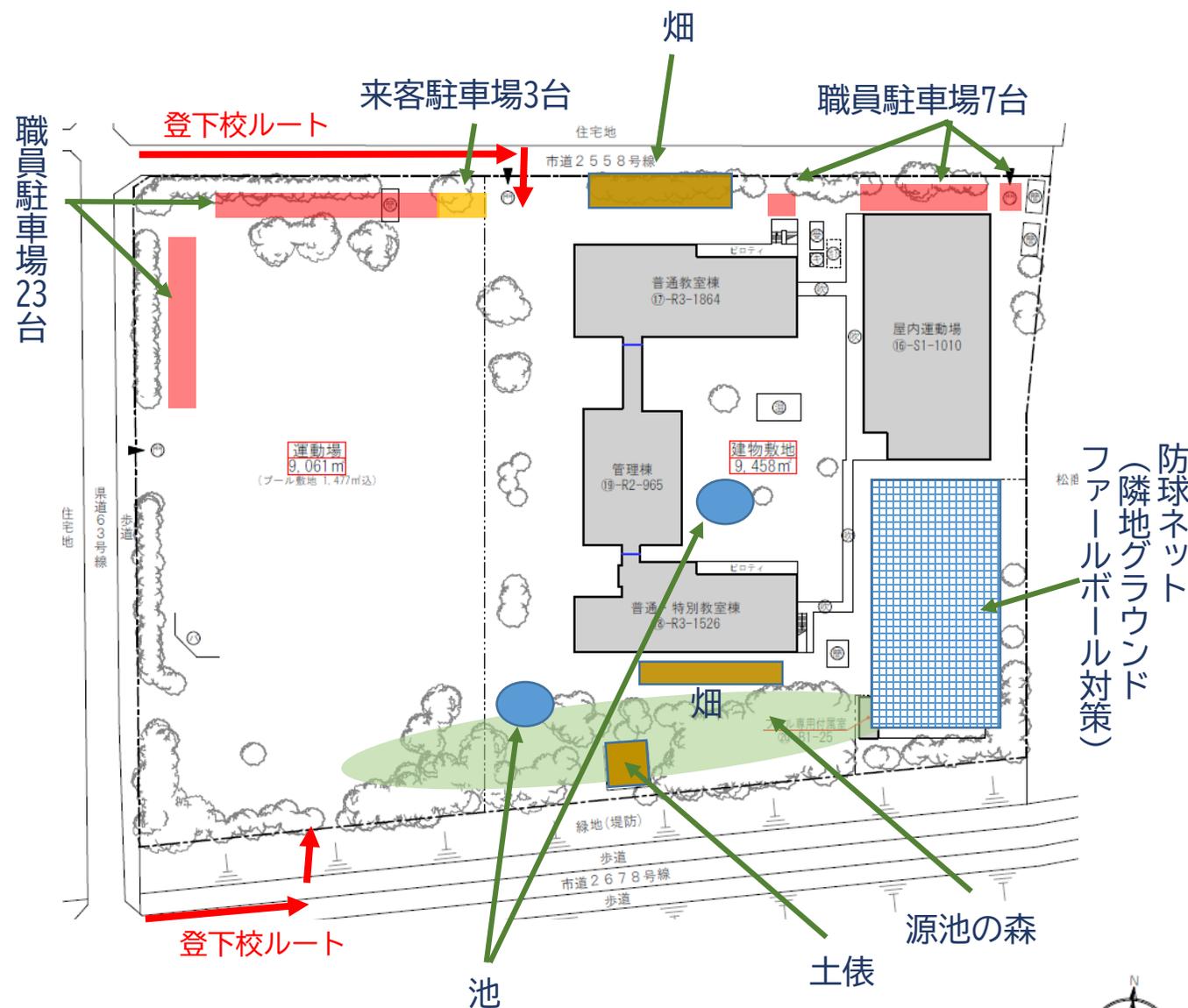
PTAや地元関係者によってつくられた、土俵や広場、池などが整備されている。

一方で、校地が限られていることから、教職員の駐車場には課題があり、特別支援学校設置により増加する教職員駐車場の確保や、児童の送迎車両の動線や駐車位置も含めて、検討が必要である。

(学校外の駐車場確保について調査中)



校舎南側の「源池の森」

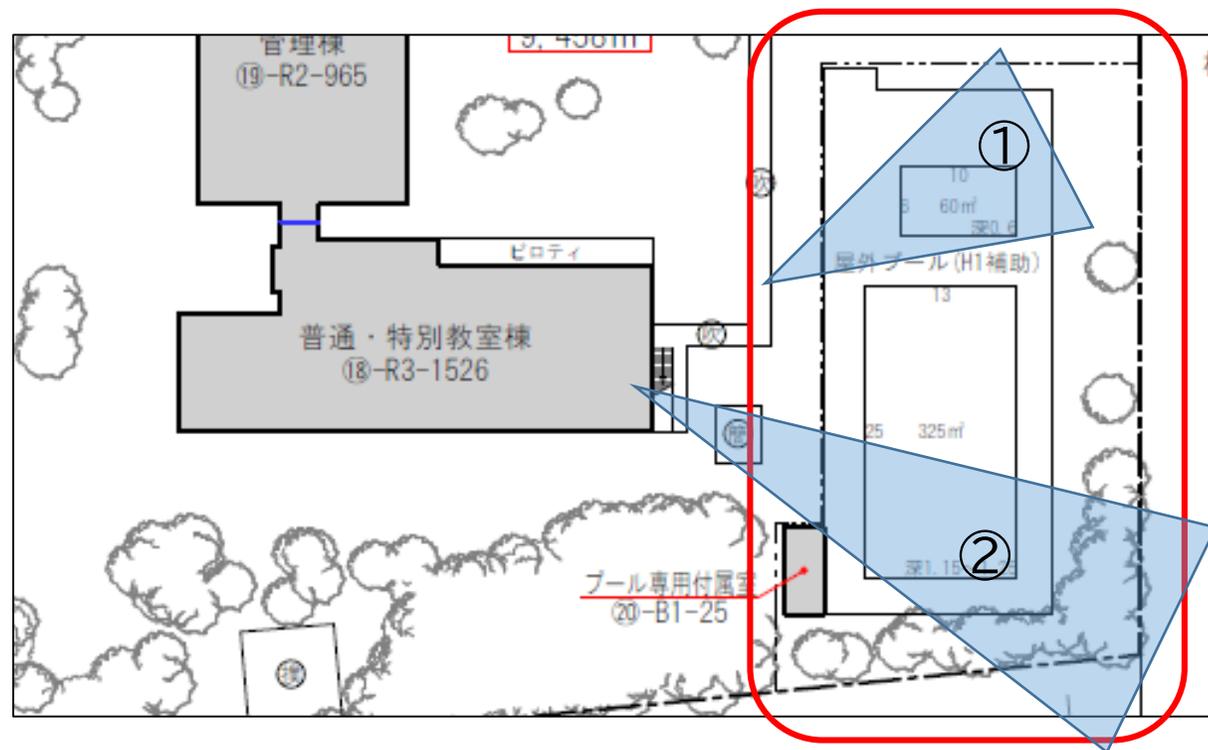


防球ネット
(隣地グラウンド
フェールボール対策)



6. 増築棟建設用地の概要

令和9年度にプールを除却し、建設用地を確保します。



①北東方向写真



②南東方向写真



IV 特別支援学校に必要な校舎整備について

1. 整備方針

(1) 目的

松本市では、「すべての子どもたちが、多様な他者を理解して、もっている力を最大限に発揮して成長することができる、インクルーシブな教育環境の実現」を目指し、松本市立源池小学校に、新たに市立特別支援学校を併置することとした。

市立特別支援学校の設置にあたって、新たに校舎を増築するとともに、源池小学校の校舎が昭和62年の建築後40年を経過しようとしていることから「松本市学校施設個別施設計画」に基づき、長寿命化改良事業を行い、必要な教室等の確保を進めるものである。

市立特別支援学校及び源池小学校は、個々の学びを大切にしつつ、子どもたちの自然な混ざり合いや日常的な交流・合同活動などが行いやすい、新しい学校づくりを進め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な学びの場の整備された、松本市のインクルーシブ教育のフラッグシップ校を目指していきたい。

そのため、基本計画・基本設計業務を委託するにあたり、既存施設との連続性に配慮した配置・平面計画、意匠・構造計画、工期短縮及びコスト縮減等に関し、合理的な設計提案を求め、本業務を適切に遂行する設計能力・技術力、実績、高度な発想力等を有する最適な契約候補者を選定することを目的に、「松本市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、必要な事項を定めるものである。

(2) 整備方針

- ① 特別支援学校に必要な機能や児童の特性に配慮し、小学校と特別支援学校の交流を育む校舎
- ② 環境に配慮し、安心・安全に快適な生活を送ることができる校舎
- ③ 学校活動等への影響を最小限に抑え、安全かつ円滑な工事計画

2. 施設整備の範囲

(1) 源池小校舎の長寿命化改良事業

(劣化度調査・基本設計・第1期工事実施設計)

源池小学校校舎は、平成元年に竣工し、令和7年度で37年を経過している。平成28年度に実施した劣化度簡易調査において、劣化度が築年数を上回る他の学校より高いことが判明している。本事業は既存校舎の長寿命化改良事業も合わせて実施する。

第1期工事	増築棟、普通・特別教室棟（南校舎）
第2期工事	普通教室棟（北校舎）等
第3期工事	管理棟等

増築棟と接続する南校舎は、昭和62年度の建設であり、低学年、特別支援学級、特別教室（音楽室、家庭科室）として利用。RC工法による建築であるが、居室内は天井、床、壁にふんだんに木材が使用されている。

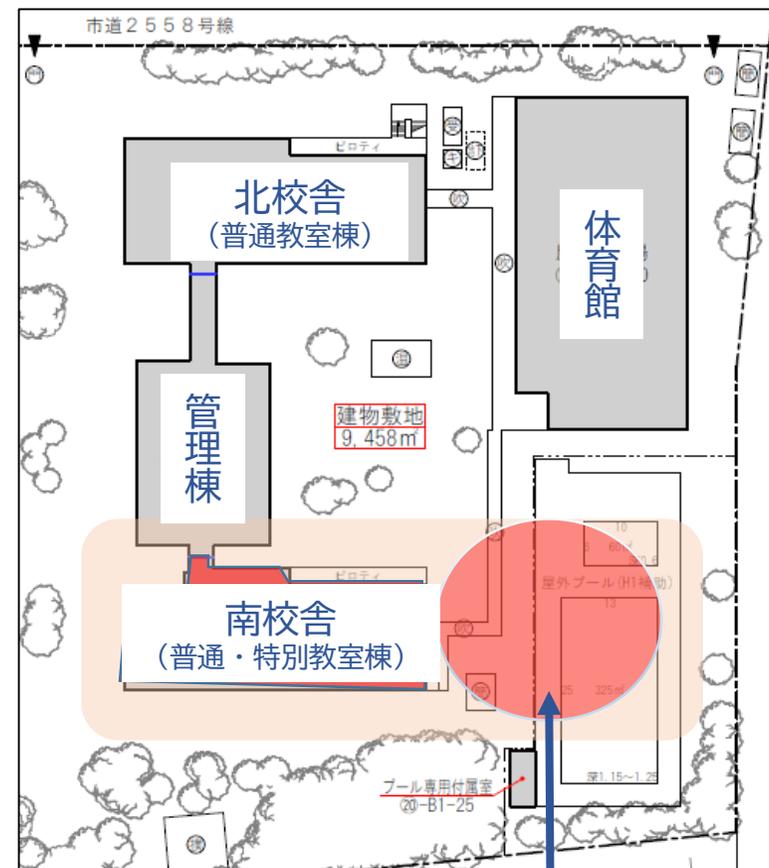
(2) 増築棟建設

源池小学校は、在籍児童数は減少しているが、特別支援学級の増加により使われていない教室がないことから、増築棟を建設し、特別支援学校の教室に充てる必要がある。

学校プールは、行政による整備から民間委託に移行する方針であり、南校舎東側の既存プールは令和9年度の使用を持って廃止し、プール敷地を増築棟建設場所とする。

増築棟は、鉄筋コンクリート2階建てとする。

整備範囲図



増築棟
の想定

3. 特別支援学校の施設

(1) 諸要件・所要室（増加する教室）

	教室等	使用用途	1室あたり 面積㎡	必要数
特支	特支教室	可動壁を設置し、フレキシブルに活用	70程度	6
特支	自立活動室	可動壁を設置し、フレキシブルに活用。仕切り後に4部屋を確保	70程度 (35程度)	2 (4)
	カームダウン・クールダウン室	情緒面で不安になった児童生徒が、他者の声や視線が気にならず、落ち着いて過ごすことができる部屋	40程度	1
特支	教材室	倉庫各階に1室	20程度	2
	更衣室	男女別 各1室	20程度	1
	シャワールーム	各階に1室		2
	トイレ	多目的トイレ及び洗濯乾燥機スペース含む。		2
	玄関	主に校庭、屋外運動場へ出るために使用		1
共用	プレイルーム	プレイルーム／多様な学習	100以上	1
小学校	通級指導教室	LD(学習障がい)等通級教室として使用	～70	1

※プレイルームは、南校舎又は増築棟に設置することとし、源池小学校と特別支援学校の両校児童が使用しやすいこと。

※通級指導教室は、現在源池小学校に設置されている言語障がい通級教室（ことばの教室）に加えて、新たに、LD（学習障がい）等通級教室を設置するもの。

3. 特別支援学校の施設

【参考】特別支援学校の居室面積に関する比較表 (単位㎡)

	源池小	松本市立支援学校					須坂支援学校			十日町市支援学校			糸魚川市総合学校		
設置学部		小学部					小・中学部			小・中学部			小・中学部		
児童生徒数		36人					34人			33人			28人		
教職員数		28人					36人			28人			30人		
	1部屋面積	1部屋面積	部屋数	合計面積	備考	1部屋面積	部屋数	合計面積	1部屋面積	部屋数	合計面積	1部屋面積	部屋数	合計面積	
	㎡	㎡	室	㎡		㎡	室	㎡	㎡	室	㎡	㎡	室	㎡	
①普通教室	64～70	70	6	420	※1	63、73	6	428	52、60	5	292	35、77	7	287	
②自立活動室	-	35	4	140	※2	32、84	3	148	28、30、35、56	4	149	40	3	120	
③プレイルーム	-	100以上	1	100以上	※3	200	1	200	62	1	62	298	1	298	
④クールダウン室	-	40	1	40	※4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
⑤更衣室	-	20	2	40		31	1	31	13	1	13	8	1	8	
⑥職員室	117	小学校職員室を拡張				126			112			70			

※1：①普通教室は、源池小学校普通教室と同面積とし、教室の入れ替えを可能とする。

※2：②自立活動室は、普通教室サイズ（70㎡）を可動間仕切りで仕切って使用する。

※3：③プレイルームは、100㎡以上を確保

※4：④クールダウン室は、他市支援学校が要望として挙げている（面積はR7新規開校の各務原市支援学校と同面積）。

上記の他に、トイレ、シャワー室、教材室、廊下、玄関、階段、機械室等が必要

4. 建物・諸室について

(1) 南校舎と増築棟及び校内の接続性

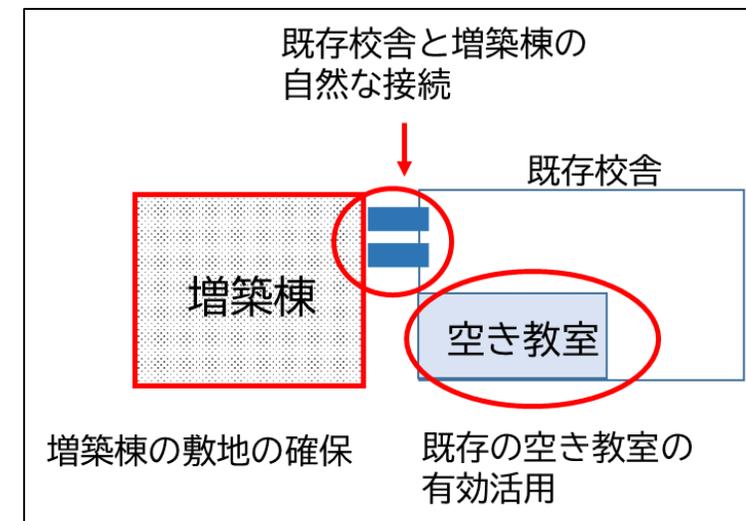
- ・南校舎と増築棟は、エキスパンションジョイントなどにより、各階において自然に接続
- ・1階部分は、増築棟から屋内運動場（体育館）への動線確保（渡り廊下等で接続）

(2) 日常的な交流と自然な関わりや存在が感じられる施設配置

- ・増築棟に特別教室（音楽室、家庭科室等）を設置することや、南校舎に特別支援学校の児童も使用することを前提とした特別教室を設置することなどにより、日常的な交流や関わりが生まれやすいレイアウト

(3) 教室

- ・特別支援学校と小学校で教室の入れ替えも可能な汎用性のある教室
- ・廊下に向けて開放的な教室
- ・教室内における手洗い場設置
- ・ICTを活用した授業に対応する電源配置
- ・個別学習に対応する可動壁



市立特別支援学校設立準備委員会資料より

4. 建物・諸室について

(4) カームダウン・クールダウンルーム

- ・柔らかな壁に囲まれた安全性の高い空間
- ・スヌーズレン室としても活用

(5) 自立活動室

- ・自立活動や感覚教育のために吊り下げ遊具を使用
- ・個別の自立活動に対応する可動壁

(6) プレイルーム

- ・吊り下げ遊具やマット遊びなどが可能
- ・学年毎や縦割り班など、集合学習などでの利用
- ・学年集会や保護者会など、大勢での利用も想定

(7) スクールバスの運行、自家用車送迎

- ・スクールバスの運行は未定であるが、運行する場合、小型乗合自動車（定員10～15名程度）で2～3台の運行を想定
- ・保護者による自家用車送迎あり

4. 建物・諸室について

(8) その他建物関係

- ・エレベーターは1機設置し、増築棟及び南校舎3階まで昇降可能とする。
- ・プール跡地の一部は駐車場として利用し、校地北側市道から入り、屋内運動場（体育館）東側を通る車両動線を確保（動線上の倉庫等は移設）
- ・既存校舎のバルコニーは、外壁構築等により、必要に応じて積極的に他用途へ活用
- ・小学校と特別支援学校は一つの職員室を共用（教職員は倍増することが想定される。）

(9) 特別教室

- ・特別教室は、小学校と特別支援学校で共用
- ・増築棟・南校舎で既存の特別教室（音楽室、家庭科室、図工室）の必要数を確保

(10) 学習環境全般について

- ・例えば、子どもたちの特性に応じて、温熱環境（断熱，通風）、光環境（明るさが調整できる，モニターが見える明るさ，照明器具によるグレア）、音環境（吸音，遮音 吸音による落ち着いた音環境）などへの配慮

4. 建物・諸室について

(参考) 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」 (出典: 文部科学省HP)

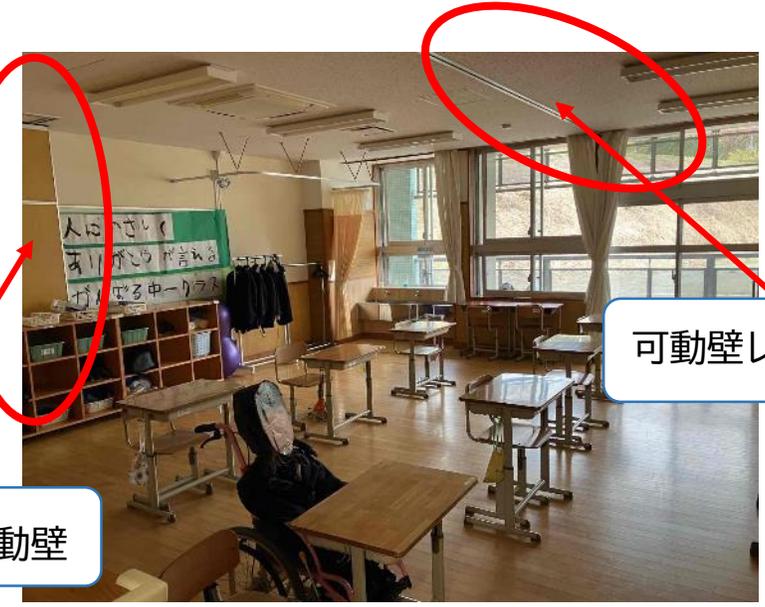


(参考) 十日町市立十日町小学校・ふれあいの丘支援学校の様子



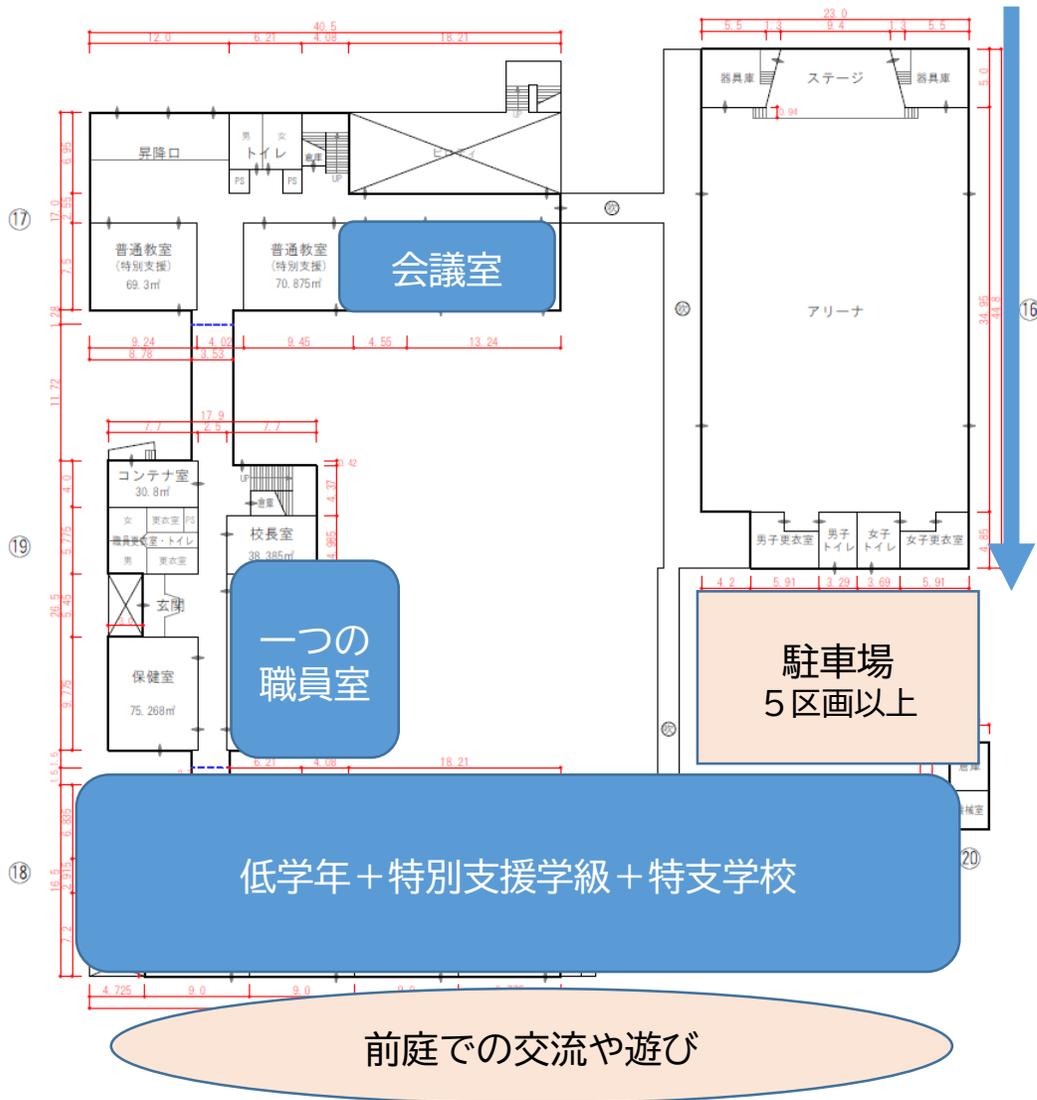
扉を開けることで
教室と廊下がつながる

This text box, with a blue border, is connected by a red arrow to a door in the hallway. The caption explains that opening the door allows for a connection between the classroom and the hallway, enhancing the flexibility of the space.

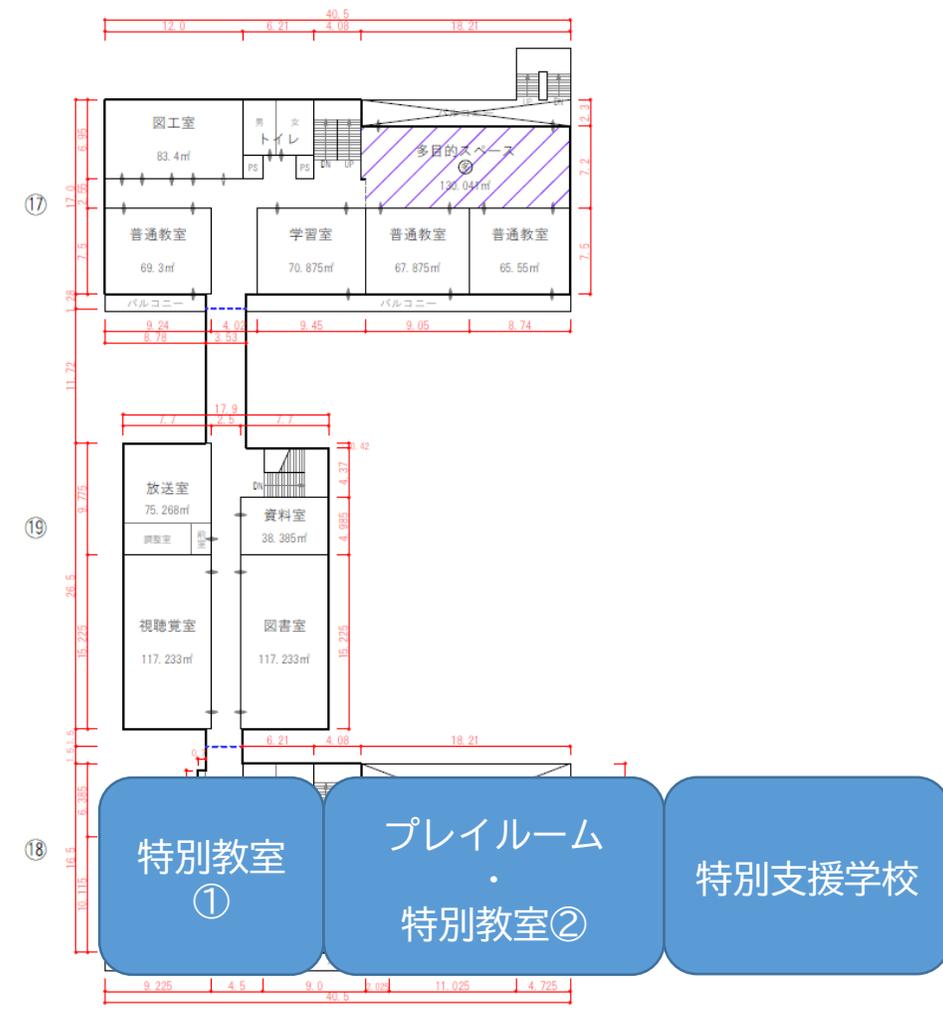


5. 教室配置構想の概要

1階

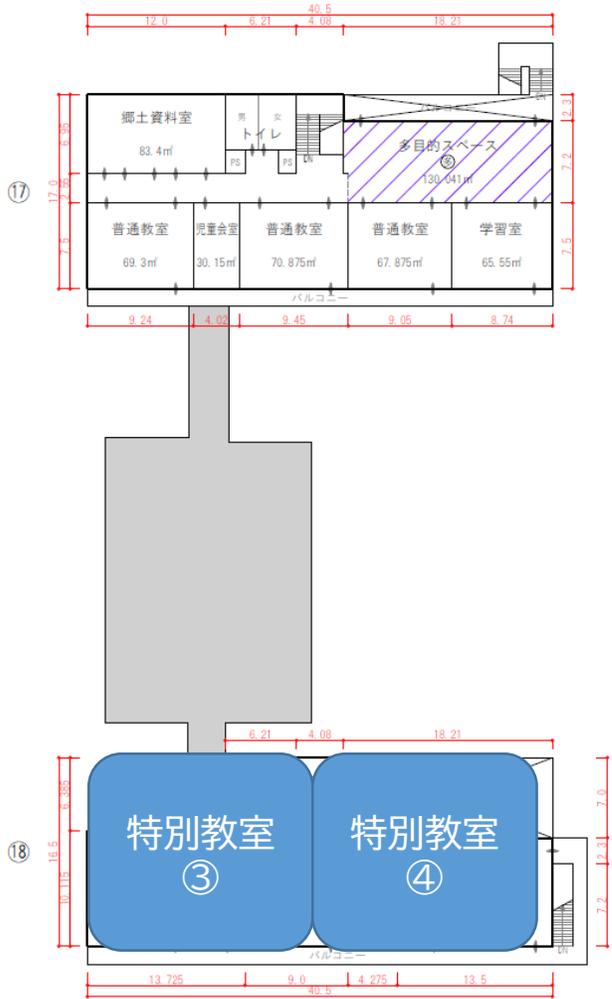


2階



5. 教室配置構想の概要

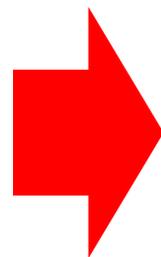
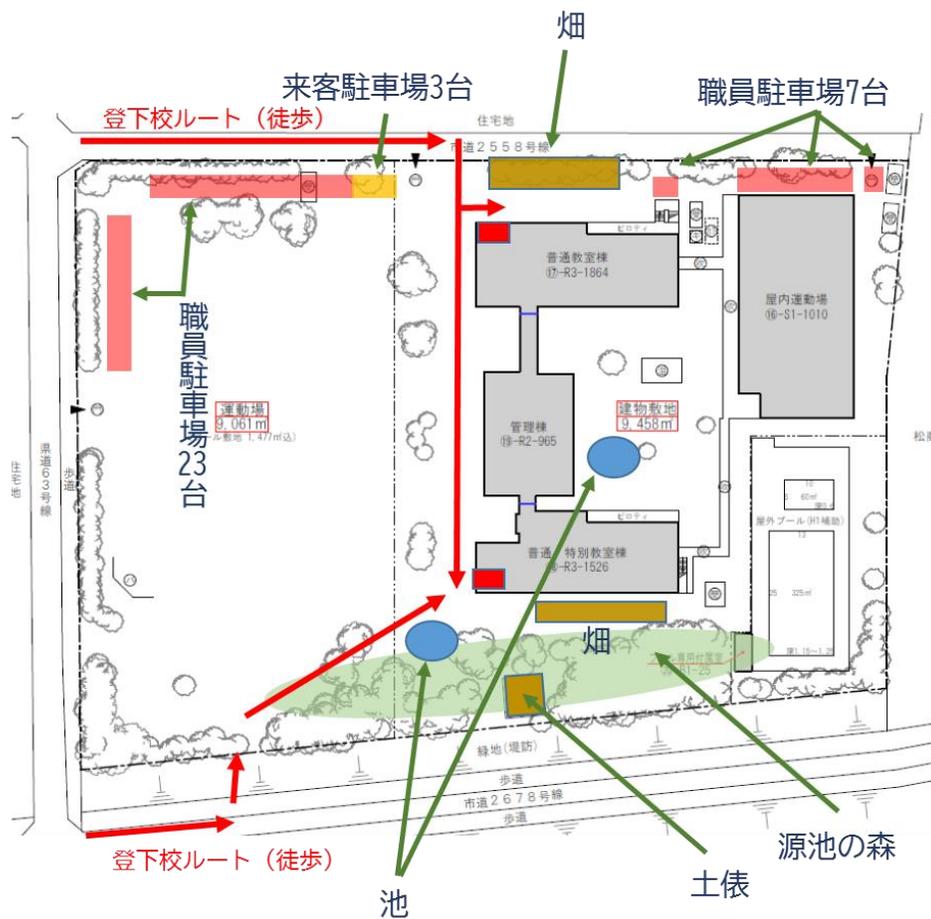
3階



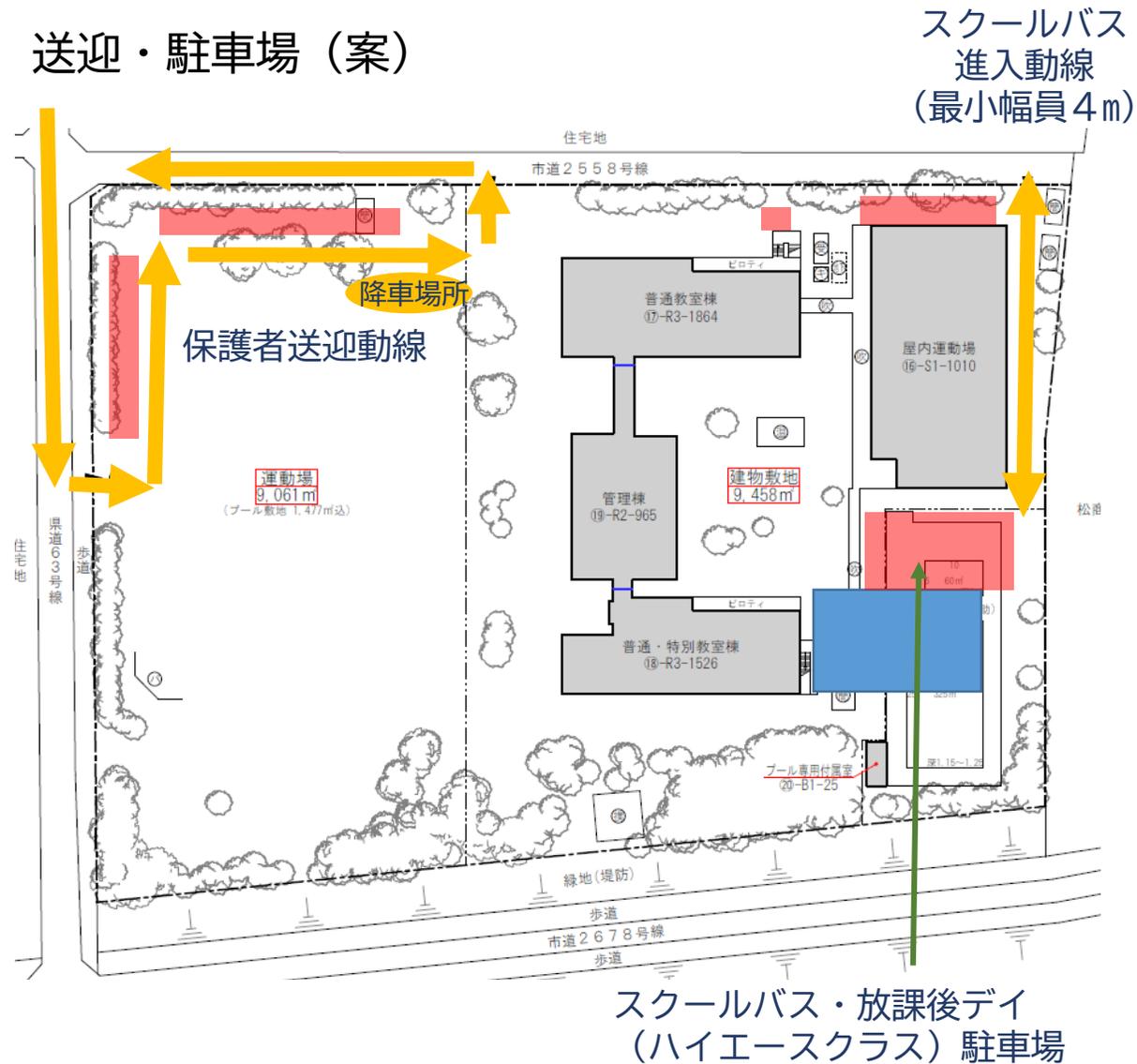
6. 送迎ルート素案

送迎ルート・送迎車駐車場の素案として検討したものであり、実際の設計では、専門的な知見から、改めて検討をお願いしたい。

現在の校地使用状況



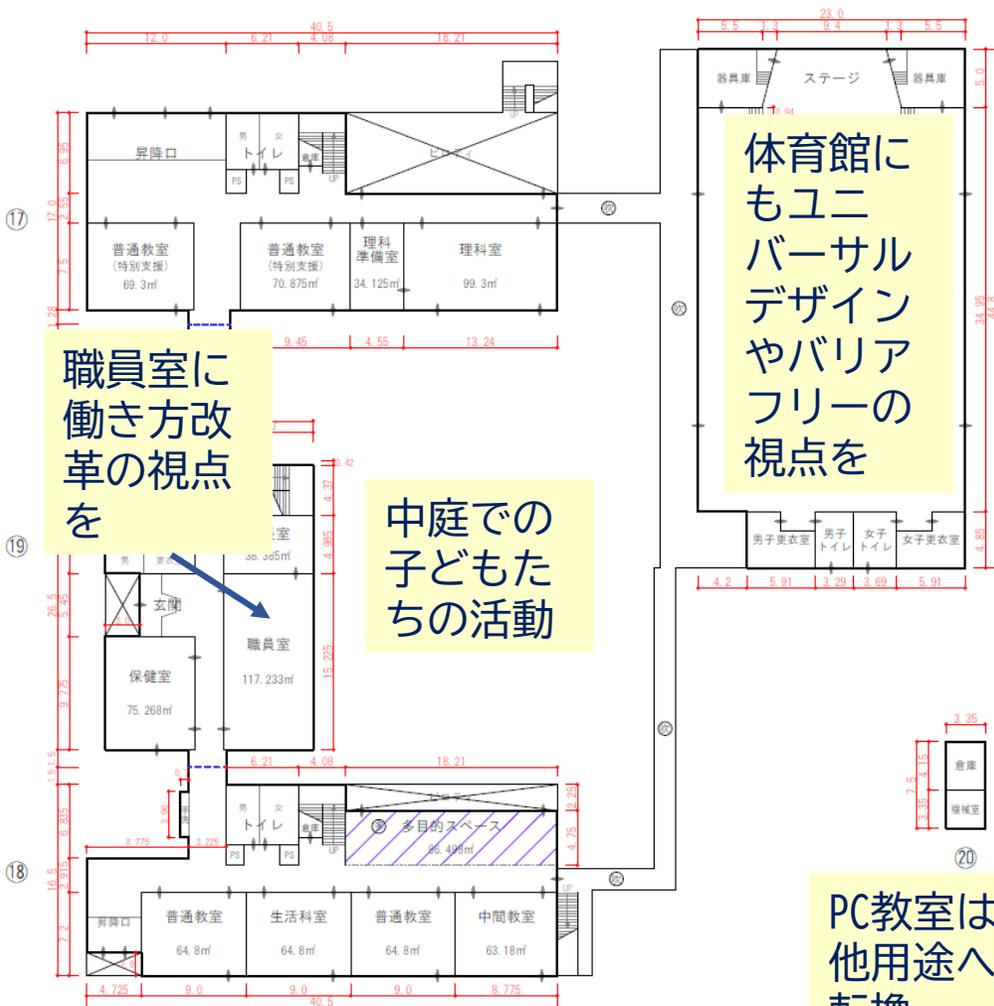
送迎・駐車場 (案)



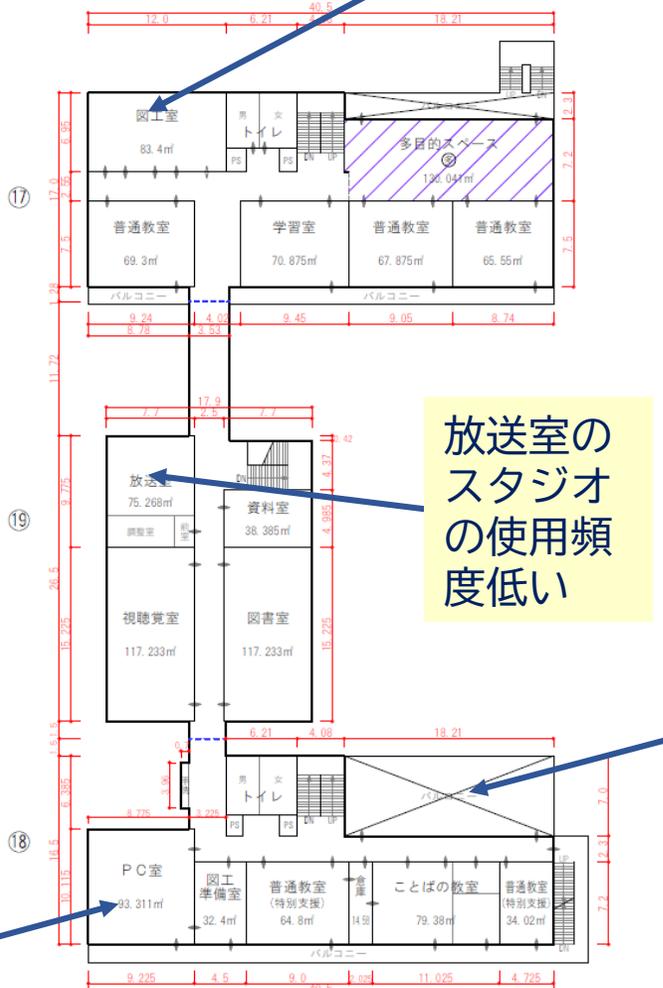
7. 【参考】長寿命化改良事業への期待

現在の施設配置状況

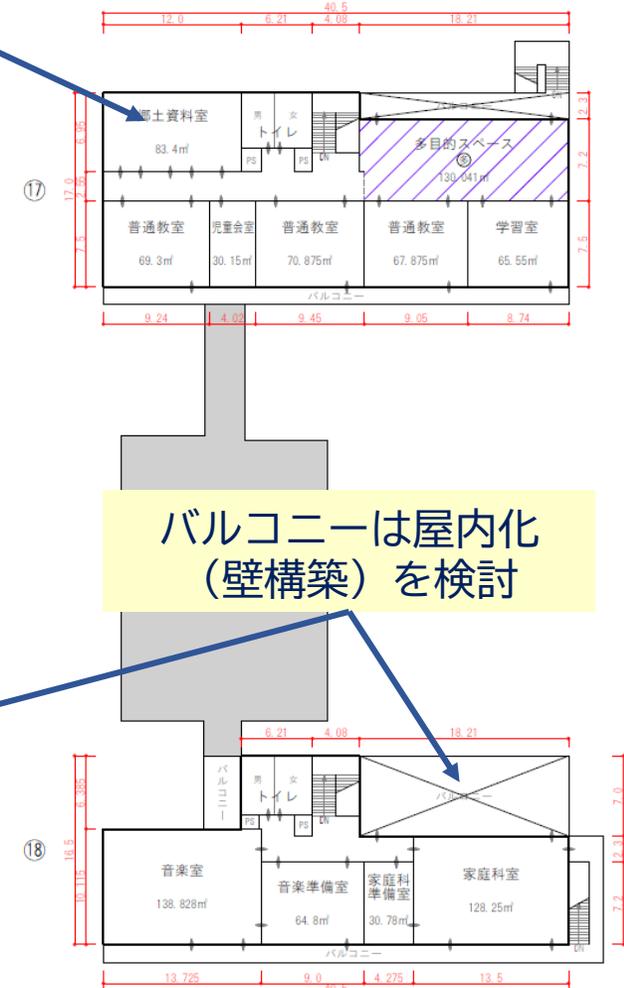
1階



2階



3階



8. 【参考】 取組みの説明資料

【参考】

- 「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について」最終報告（令和4年3月）（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00004.htm
- これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方について～子供たちが共に学ぶ場、多様な学びの場にふさわしい環境づくりを目指して～（令和4年3月）（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/044/toushin/1414523_00005.htm
- 特別支援学校設置基準（令和3年9月）（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_00038.html
- 長野県特別支援学校整備基本方針（令和3年3月）（長野県教育委員会）
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/tokubetsushien/documents/seibikihonhoushin20210325sakutei.pdf>

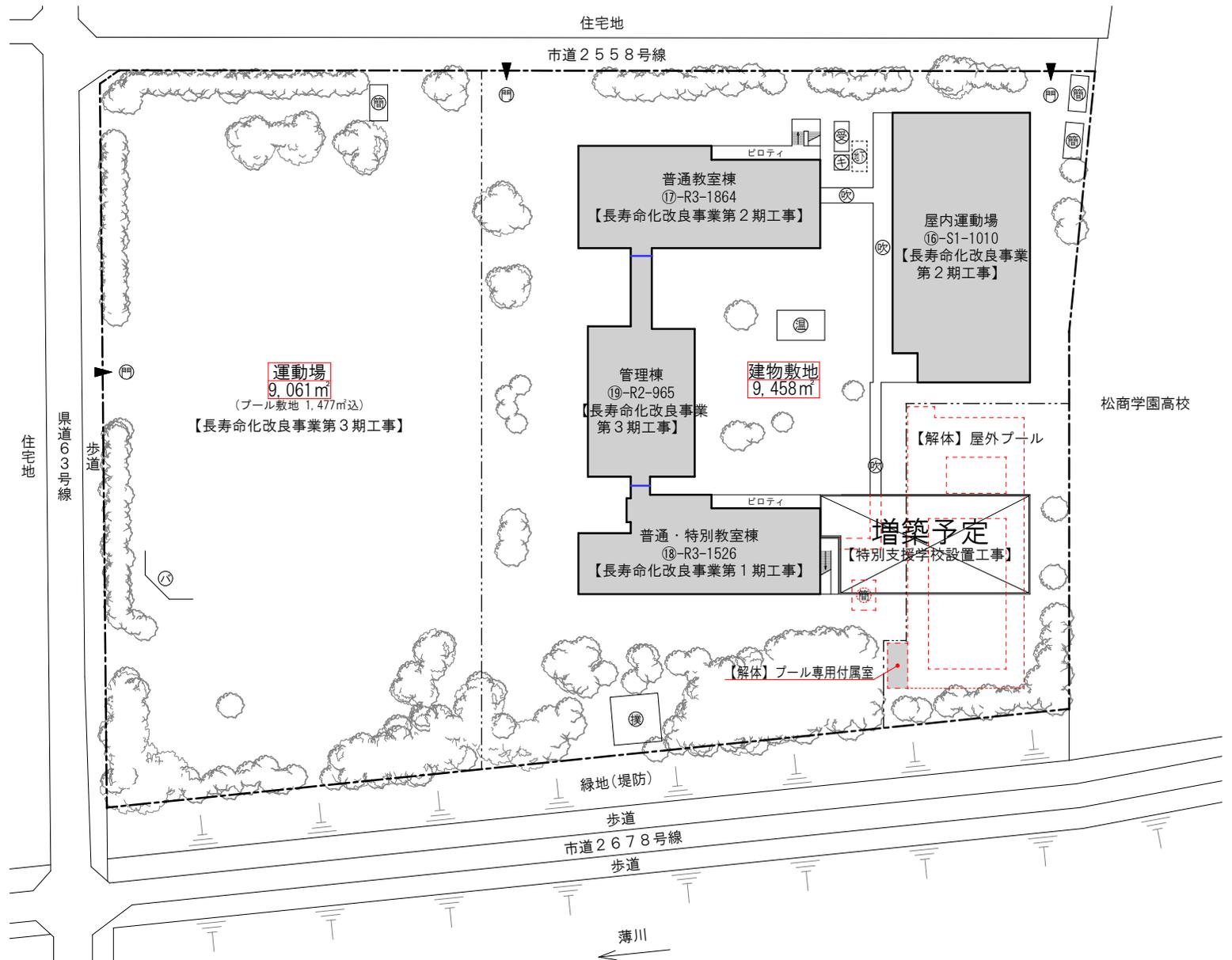
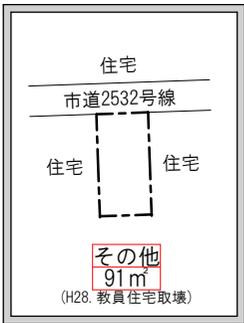
凡例

建築物

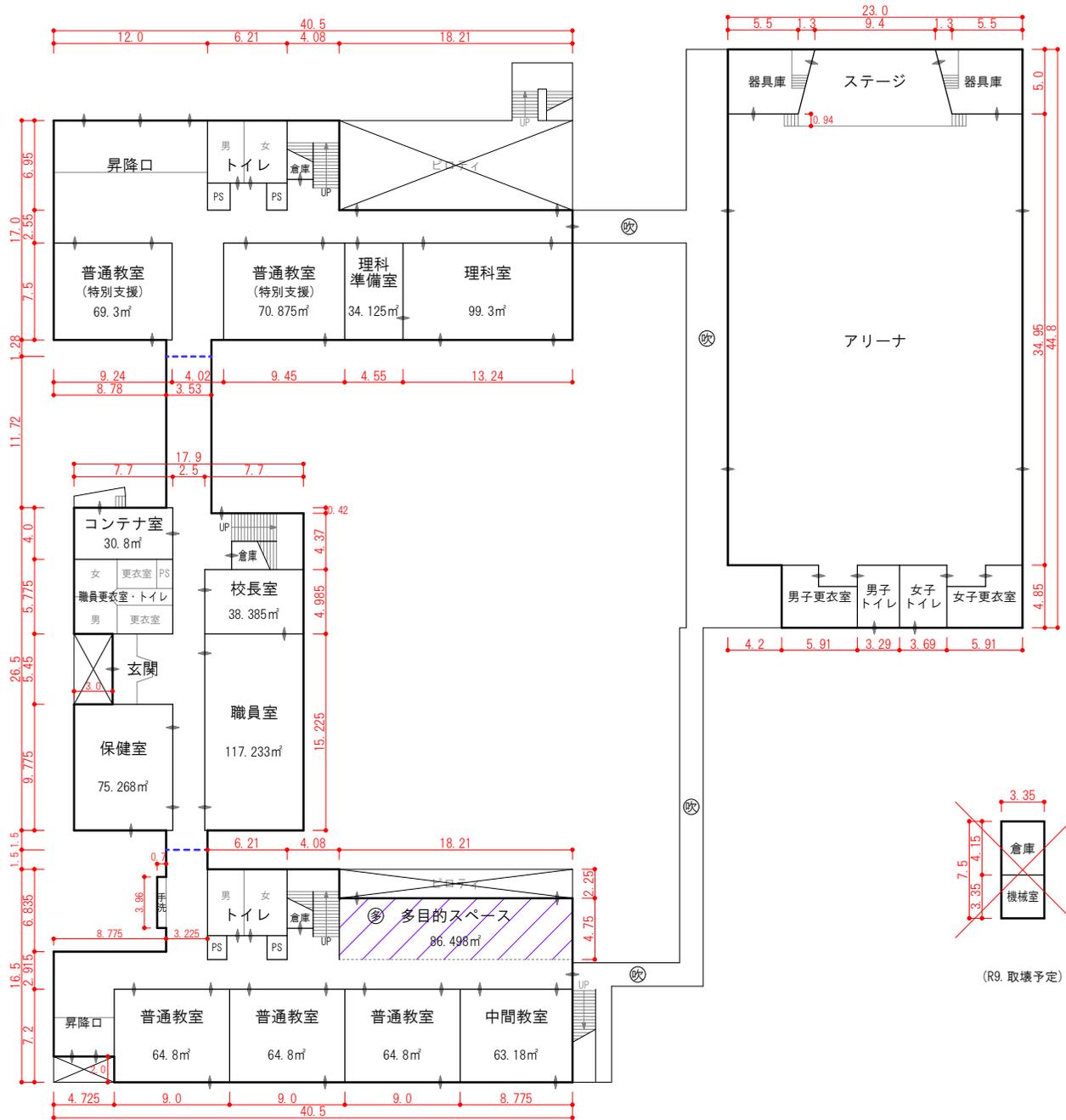
- ① 一時使用建物
- ② 危険建物
- ③ 借用建物
- ④ 当該学校以外建物
- ⑤ 未とりこわし建物

建物以外の工作物

- ⑥ 自転車置場
- ⑦ 倉庫
- ⑧ 吹抜きの渡り廊下
- ⑨ 相撲場
- ⑩ 正門・通用門
- ⑪ 温室
- ⑫ 動物小屋
- ⑬ 簡易な小規模構造物
- ⑭ キュービクル
- ⑮ 受水槽
- ⑯ ポンプ小屋
- ⑰ 焼成窯小屋
- ⑱ フェンス
- ⑲ 遊具
- ⑳ バックネット
- ㉑ 地下燃料貯蔵タンク
- ㉒ 地上燃料貯蔵タンク
- ㉓ 防災備蓄倉庫



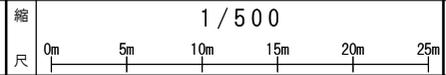
1F



保有控除

棟番	面積	内容
20	25	プール専用付属室

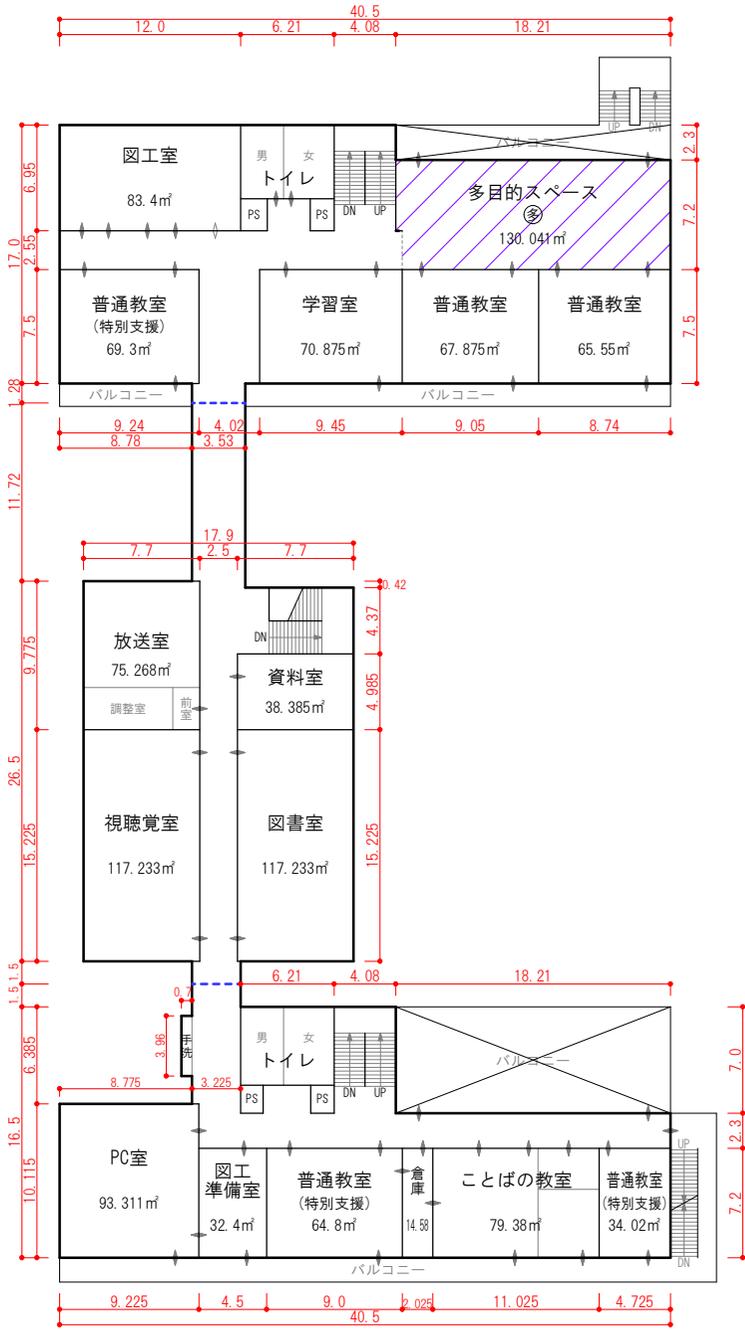
平面図



学校名

源池小学校

2F



3F

